

長野大学紀要

第39巻第1号（通巻第139号）

長野大学

2017年7月

長野大学紀要

第39巻第1号（通巻第139号）

長野大学

2017年7月

巻頭言 「公立大学法人長野大学」に寄せて

長野大学
学長 中村英三

本日ここに発行されました、「長野大学紀要第39巻1号」の発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

長野大学は、2017（平成29）年4月1日から、「公立大学法人長野大学」として新生いたしました。

公立大学は、多様な機能で教育・研究・地域貢献を推進し、その歴史を重ねる中で「地域の知の拠点」として存在感を高めてゆく使命があります。このために、地域社会に貢献する人材育成の拠点づくりを目指し、中期目標に示された「豊かな人間性」と「高い専門性」「国際的な視座を持った実践力」を身に着けた人材を育成するとともに、市民によって支えられる大学であることを自覚して、地域を主題として研究を推進してゆくうえで、「紀要」の存在意義は大であります。

大学（教学）の使命は教育と研究が二本柱としてあるわけですが、特に研究に関しては教員にとって重要な位置を占めるうえで、先生方の積極的な新たな研究・継続的研究に尽力いただければと思います。

さて、これからの長野大学の抱負としまして少し述べさせていただきます。今までと、これからもですが、目指すことは「地域に愛される大学」です。今もこの言葉を大事にし、肝に銘じております。

さらには、高校生から教育内容で選んでもらえる大学づくりと、地域貢献を実践できる環境を従来以上に整えたいと考えます。

長野大学は、この地元上田市で、地域とともに歩み地域に育てられた大学です。

社会の広い分野で活躍する「教養ある職業人」を育成し、地域社会で活躍できる人材を輩出してまいりました。このことは、公立大学法人化後も変わらず努めなければならない本学の使命だと考えております。しかし、本学でも変わらねばならないことがあると思っています。それは我々自身の意識であります。これからの歩みは、公立大学法人長野大学としての歩みとなりますが、今までの私学とは異なり様々な面で厳しい視点で地域の方々注目されるなかで、全てが市民目線、地域目線であることを自覚し、地域と共に歩んだ大学だからこそ公立化の期待に応えることは厳しく大変なことだと、我々の胸に刻んで公立大学としての使命を果たしてゆく覚悟でございます。

終わりに、今後増々長野大学紀要がさらなる発展をし、学内研究がさらに充実することを期待します。

目 次

<論 文>

- 日欧思想史の比較研究と社会科教育への反映
.....徳 永 哲 也.....1
- 都市近郊地域における市民農園継続運営に関する影響要因と対応策
—千葉県N市における農園後継予定者への調査を基軸として—
.....森 本 英 嗣.....13

<研究ノート>

- 社会福祉協議会新人職員が考える社協の使命
—社協職員行動原則との比較—
.....合 田 盛 人.....23

<そ の 他>

- 平成28年度長野大学研究交流広場の報告テーマ及び報告者一覧.....33

日欧思想史の比較研究と社会科教育への反映

Comparative Research of Japanese and Western Thought Histories, and its Reflection to the Education of Social Studies

徳永哲也*

Tetsuya TOKUNAGA

1. 日欧思想史比較という切り口

私は哲学系の教員として、現代社会の原理を考える「哲学」と、西洋哲学史を紐解く「哲学概論」、そして今日の倫理的諸問題を考える「倫理学」と、倫理学の伝統的理論から倫理問題に迫る「倫理学概論」を、一般教養科目として教えてきた。近年はそれらに加えて、社会進展の底流となった思想を歴史的に講じる「社会思想史」も担当している。1年生から取れる科目と2年生以上向け科目の区別、中学高校社会科(高校は地歴科と公民科に今は分かれているが本稿ではまとめて社会科と表記する)の教職免許にとっての必修・選択の扱いを意識しつつ、これらの科目の役割分担を考えてシラバスを作っている。

思想史の問題意識はどの科目にもあって、「哲学概論」が近代前半までなら「哲学」では現代の哲学を、といった役割分担を考えているし、「社会思想史」では「哲学概論」や「哲学」と重複しない内容を、特に政治的経済的側面から語るようにしている。「倫理学」と「倫理学概論」は倫理思想史ではないものにしてあるが、伝統思想とどう関連するかはそれぞれの文脈に合わせて語っている。

これらの授業研究と哲学的研究の中で、関連文献を改めてレビューするうちに気づいたのは、諸テーマを歴史も含めて比較研究する試みや原理論を発展させて連続的に応用議論に仕上げていく試みがあまりなされていない、ということである。そして、それらの研究を専門家ではない一般読者に包括的に伝える努力があまりなされていない、ということである。

特に上記の諸科目が教職免許用でもあることを考えると、免許を取った学生たちは日本史も世界史も政治経済も中学生や高校生に教える可能性があるのだから、彼らには知識としても考え方としても、「比較」して「応用」して「包括」する視座を獲得してもらいたい。そのための「教養」科目、「教職課程対応」科目を教えているのだと自認している。

教職免許取得卒業生が社会科のどの科目も教えるとは言っても、中学生には中学生なりの、高校生には高校生なりの、教えるべき知識レベル、考察レベルがある。例えば、中学生には「ルネサンスとは文芸復興である」ととりあえず教え、高校生には「ルネサンスとは単に古代の文芸を復興することではなくて…」と教える。中高社会科教師になるなら、その上書きの手順、深め方を一定程度は理解し、「今日どこまで語るか」を意識的に使い分けられるのが望ましい。また、「先生、日本にはルネサンスらしきものはあったのですか」と生徒が興味を持って質問してきたら、「いい質問だね」と応じてその教室に合った答えを出せる、あるいは生徒たちに調べさせ考えさせられるのが望ましい。

これは、「教師はいつでもオールマイティであれ」と言っているのではない。上記のような質問対応ができるには経験年数が必要だろう。言いたいのは、「比較・応用・包括の視座を折に触れて意識する教師として成長して行ってほしい。そのきっかけを大学教育で与えたい」ということである。先の生徒の質問で言えば、気の利いた答えがすぐには出せなくても、「先生も質問されてハッとしたりよ。面白い問題意識だから、次週、一緒に考えてみよう。先生も

*環境ツーリズム学部教授

準備してくるよ」といった返事はできる教師になるのが望ましい。

私は大学教員として、自らの研究に常に「比較・応用・包括」を意識してきた。この意識は、中学高校社会科教員養成にも必要だと考えている。教職課程学生たちにもこの意識を共有してもらうために、役立つ研究手法と教育的配慮は何だろうか。

私なりの答えの一つとして、2015年に単著『プラクティカル 生命・環境倫理』（世界思想社）を上梓した。この著では、功利主義・義務論・徳倫理学といった伝統的倫理学理論と、生命倫理・環境倫理で論じられる現代的諸問題とを、照らし合わせて「原理から応用へ」という道を示そうとした。例えば「安楽死は許されるか」を、個人個人の情緒や狭い正義感で語るのではなく、宗教史や民俗風習も踏まえて、学問的理論にいったん引き込みながら、今日の状況下に当てはめて議論するようにしている。

そして今企てつつあるのは、「思想史の日欧比較」である。哲学史にせよ社会思想史にせよ、従来の日本の研究者は、「日本史」か、「西洋史」か、そのどちらかの文脈でしか語ってこなかった。そして圧倒的に、西洋（北米大陸もときに含むが多くはヨーロッパ）の思想史のみを語るが多かった。日本思想史は、仏教史や神道史を多く含む研究ならそれなりにあるが、西洋哲学史やヨーロッパ社会思想史のような形で、宗教史の側面を客観的に部分化して思想潮流全体を語るものとしては、蓄積がまだ少ない、というのが私なりの見立てである。私自身がヨーロッパ近現代哲学を学問的ルーツにしているのだが、多数の科目を担当しながら研究を続けるのなら、そして「文学部哲学科」のない大学で哲学系科目を教え、中学高校社会科の教職免許取得にも関わるならば、日本思想を部分的にでも適度に研究と教育に取り込み、これまでの西洋思想研究とかみ合わせて、比較研究と包括的思考を試みよう、と考えている。

2. 「思想史」なるもの

さて、日本思想史であれヨーロッパ思想史であれ、何故「思想史研究」を前面に出すのか。ここからまず論じよう。

哲学を専攻する私にとって、“philosophieren(哲学する)”という営みは必然的に思想史研究を含む。現代の世界や人間の本性なり深層なりを考えるにし

ても、全くの徒手空拳では考えが深まらず、その時代その時代の知恵人たちが世界と向き合って考え抜いた問いと答えは大いに手がかりになるからである。

文学部哲学科あるいはそれに類する講座で学生・院生時代を送ってきた研究者たち（私もその一人である）は、学部の演習で、例えばカントの『純粋理性批判』をドイツ語原書で（陰では英訳書や邦訳書に頼りながら）輪読し、議論していた。1年がかりでほんの数ページしか進まず、翌年は次のページから始まる。自分が所属した学部3、4年生の間に、さらには大学院生となってから学部生と合同の演習に出席している間に、どの章を読むことになるかは偶然に左右される。他に哲学史的な科目、概論的な科目もあるのだが、それらとて「昨年度はプラトンまでの話に終始したから今年度はアリストテレスから」といった形になりやすい。「単位を取るのはこの1年間なのだから、1年で起承転結がまとまる教育的配慮のあるシラバスを作ってくれたらいいのに」と、若いころは私も思った。しかしやがて考え直した。「カントをとりあえず通して読みたいのなら、邦訳書なら一人で数か月かければ読める。哲学史を通覧したいのなら、哲学史の書物はいくらでもある。しかし目の前にいる先哲である教授のここでのこだわり方は、今この場でしか聞けない」と。それらすべての授業が血となり肉となり役立っている、とまでは言えないが、歴史上の先哲や現職の先哲から学ぶ思考方法や学問姿勢は、一人になって物事を考える際に自然と教訓になっているものである。

とはいえ、時代は「古典訓読の教養主義だけでよし」とはしてくれない。哲学の世界でも20世紀後半から、「哲学者のための哲学であってはならない。現実諸問題に哲学者はどう答えてくれるのか」という問いかけがなされた。そうした問いと答えが1970年代以降の「応用倫理学」となり、それへの関心から従来型の思想史研究（過去の哲学者の著作をテキストとするもの）よりも現代社会が直面する医療や環境の諸問題への哲学的倫理的考究がクローズアップされる場面は増えた。そうは言っても、多くの哲学者・倫理学者は、それぞれなりの思想史研究を土台としてこそ現代社会の諸問題への考究を有効なものとしている。「古典的著作の研究にこだわる意義がどこまであるのか」という問いかけは近年しばしばなされ、例えば2017年5月の日本哲学会第76回大会は、「哲学史研究の哲学的意義とは何か」を共通シンポジ

ウムのテーマとしていた。その場でも、論者によって「歴史と現代」の比重の違いはあるものの「哲学史研究を捨てて現代社会考究に集中すべきだ」という論調はなかった。

思想史研究は哲学のディシプリンとしてのみ、哲学史と倫理思想史としてのみなされるものではない。経済学にも経済学史や経済思想史があるし、政治学にも政治思想史がある。大学での学生向け科目としてなら「社会思想史」というものが最も代表的で、その担当教員は私のような哲学倫理学者である場合もあれば社会学者、経済学者、政治学者である場合もある。社会思想史は「社会の構造や変動を創った思想を歴史進展の中でとらえて記述するもの」であるから、哲学でもあれば社会学、経済学、政治学でもある可能性がある。社会思想史その他の思想史は、学生への講義として次世代に語られる価値があるし、研究の積み上げが現代社会を読み解く手段になりうる。

3. 日本での思想史研究の現状

先に述べたように、日本での哲学史や倫理思想史や社会思想史の研究、そして大学での科目では、西洋哲学、西洋思想に基づくものが圧倒的に多い。東洋思想、日本思想を専門とする学科や講座は少なく、研究者数も相対的にかなり少ない。「学問の砦」のような役割を担う旧帝大系の少数の大学では、中国哲学や仏教学の学科（講座）があって、中国やインドといった東洋の思想が研究されている。日本思想とは、例えば東大では倫理学の二つの講座の一方が西洋思想でもう一方が日本思想を扱う、という形になっている。いずれにしても、東洋思想そして日本思想の学科や講座は数が少ないし、専攻する学生も少ない。哲学系の研究者にとって、本気で研究を続けるための職業は大学教員あたりに限られてくるのだが、一般的な大学の教員採用でも、日本思想研究者は（そもそもその研究者が少ないからでもあるが）採用候補者に残りにくい。

「歴史学」なら、日本史（国史）の学科があり、東洋史も西洋史とさほど劣らないほどの講座数がありそうである。しかし、歴史学の世界で「思想史」はあまり旗色がよくない。かつて、私の知るある歴史学者は、「歴史学者の中でなら、思想史研究者は二流扱いになる。歴史学とは実証科学であり、その実証研究に耐えきれなかった者が思想史に「逃げた」と

見なされるのだ」と語った。たしかに私なりに見渡してみても、日本思想研究者の出身学部学科は、文学部日本史学科でなく、文学部でも国文学科であるとか、法学部政治学科である例が多い。

要するに、日本にあって日本思想史は、あまり研究されてこなかったのである。ピンポイントとしてなら、和辻哲郎や西田幾多郎といった高名な哲学者がいて、彼らを研究対象とした個人研究発表が哲学倫理学系の学会でなされることはある。さかのぼって、本居宣長などに関する発表もある。しかしそれらが、連続的な思想潮流として、「思想史」として語られる場面に出会えることは少ない。

西洋思想なら、例えばカントの研究において、大陸合理論やイギリス経験論の合流地点としての位置づけ、あるいはドイツ観念論思想史の端緒としての位置づけ、という歴史意識は不可欠だという共通認識がある。哲学研究には哲学史研究が常に背後にある、思想研究は思想史研究を伴ってこそ生きる、というのが（西洋）哲学の世界ではある種の常識になっているのである。そして日本国内でも、哲学研究者の多くは欧米の哲学者を研究することをまずは土台としている。思想史研究もヨーロッパ史やアメリカ史の流れでまずは考える。そこで日本思想、日本哲学にも同時に目を向けて、思想史を前面あるいは背景において研究しよう、となればよいのだが、一人の人間にいくつもの役割は果たしにくい。

今日の哲学研究者の多くは、思想的な研究をまずベースに持っていて（徳永ならヘーゲルをはじめとするドイツ近代哲学）、そのうえで「応用倫理学の現代」にも対応できるようにと求められている（徳永なら生命倫理そして環境倫理）。これだけでもいわば「一人二役」なのだから、同時に日本思想もある程度は研究し、そこに思想史的連続性を見通すなど多忙すぎる話だ、となりそうである。逆に、日本では意外と少ない日本思想研究者が、（一般的な大学で採用されやすくなることも狙って）西洋哲学でも研究実績を積み上げようとしても、そこまで手が回らない、となりそうである。

ここまでの結論として次のように言える。日本の学問研究の世界で、そして大学教育の世界で、哲学・思想の研究は「西洋編」「東洋編」「日本編」と分離されやすく、しかも哲学専攻教員が一人か二人しかいない大学なら、「西洋編」しか存在しないことが多い。西洋哲学史を通史として十分に教えることだけ

でも、一人の教員ではけっこう難しいのだが、そこに日本思想史も入れ込むことは、一人ではやりきれない、というのが実情である。

4. 日本思想史への挑戦

私が日本思想史にも足を踏み入れ、日欧思想史比較研究にまで視野を広げた一つのきっかけは、長野大学で「社会思想史」を継続的に担当することになったことである。

過去に非常勤で務めた大学で社会思想史を教えたことはあったが、単年度であり、私自身がまだ若かったことから、「西洋哲学史とは切り口を変えて、扱う時代や思想家も別に立てて」という程度の“無難な”構想であった。「社会思想史とは何か」という序論から始めて、ルネサンス期、市民革命期、マルクス主義が台頭した時期、を代表的な思想家を挙げながら語るという、“オーソドックスな”社会思想史の授業であった。

長野大学で久しぶりに担当することになって考えたのは、次のようなことであった。一人で「哲学」「哲学概論」「倫理学」「倫理学概論」「社会思想史」(それ以外にゼミや社会科教育法も)をすべて受け持つのは大変だが、いろいろな科目を棲み分けさせて研究教育分野を広げる好機でもある。かつて担当した社会思想史と同じシラバスでも重複のない棲み分けにはなっているが、自身のチャレンジとしても学生の知見を広げる意味でも、新しい分野を開拓しよう。中学高校の社会科教員養成という役割からも、従来の公民的要素、西洋史的要素以外に日本史的要素を加えられれば理想的である。私の学部生・院生時代の勉学は欧米思想にベースを置くものが多かったが、生命・環境倫理研究において日本の風土を考えながら研究する手法は身につけつつあるし、例えば安藤昌益など個人的に勉強してみたい思想家は何人もいる。学会では、日本思想分野のセッションに意識的に顔を出して、いくばくかの知見を蓄積している。自分に残された研究者寿命を考えると、今思い切ってこの分野に取り組み、論文や授業の展開に反映させてもよいのではないかと。

このような考えから、「社会思想史の半分は日本思想を入れる」という方針を立て、自身の勉学と授業資料作りに取り組んだのである。やってみると、「大変だが面白い」。私自身、日本史の文化史レベルでは理解していた思想が、時代背景と政治経済的事情と

かみ合わせながら深入りすると「なるほど。こういう時代だからこの思想が生まれ、受け入れられたのだな」とか「この思想は日本伝統独特に見えて、実は西洋思想のあれと同じ思考回路だな」といった解釈を発見できる。授業にも反映させると、学生の食いつきもけっこう良い。「歴史ドキュメントを見ていたけれど、あの事件の背景にはこんな思想があったんだなと思うと納得できる」といったレポート反応もある。

日本思想史の概説書から個別の思想家の著作、その研究書と読み進めるうちに、すでに持っている西洋思想史の知見との連想が働く。この連想を意識的に拾い上げて語ることができれば、授業も活性化するし研究としても意義が出てくる。残り少ない研究者寿命を費やす課題としてはふさわしいと思えた。若いころなら、「西洋哲学史ばかりやってきた者が3～4年の取り組みで日本思想史を語るなどおこがましい」と思って逡巡したであろう。「10年は研鑽を積んでから語り始めよう」と思ったであろう。しかし年齢を重ねて、ある意味でその遠慮はなくなった。むしろ、「日々気づき始めていることを語る試みをせずに研究者寿命を終えるべきではない。間違いや粗雑さが残っても語ろう」と考えるようになった。

5. 社会思想史の「近代ヨーロッパ編」という定式

このようにして私の思想史研究は、社会思想史の授業への反映と同時進行で進んでおり、その営みは「中学高校の社会科教育でも、例えば高校倫理の思想史分野においても、西洋思想と連動する形で日本思想が語られるのがよい。教師にはその知見を備えておいてほしい」という思いも伴わせている。実際にどのような形で提示できるかをこれから論じるのであるが、その前に、“オーソドックスな”西洋思想史を基盤とした社会思想史とはどのようなものであるかを説明しておこう。

まずは、私が教科書や参考書に指定したこともある有名な著作を、目次を拾って紹介するのが分かりやすいだろう。とはいえ、目次のすべてを書き出すのは冗長になるので、本稿の目的に合わせて省略しながら解説する。その目的とは、「1. 社会思想史の代表的な書物がほぼ西洋思想史であること」、「2. その西洋思想史の中でも大部分はヨーロッパ史、特にイギリス・フランス・ドイツ史であること」、「3. 文

明史全体を均等に見るのではなく、ルネサンスからマルクス主義の興亡の時期、特に市民革命期に焦点を当てていること」を確認することである。

①『社会思想小史』水田洋著、

ミネルヴァ書房刊、1998年新版増補

日本の社会思想史のテキストとして、おそらく最大の古典であり、多くの研究者、大学生に読み継がれてきた書物である。著者は1918年生。東京商科大学卒で経済思想史が専門。アダム・スミスに関する著書が多い。1956年が初版で、1968年に新版、1998年に新版増補、とバージョンアップしている。以下が目次の概略である。

- I 社会思想とはなにか (約15頁)
- II 古代 (約20頁)
 - 1. ギリシア 2. ローマ 3. キリスト教
- III 中世 (約15頁)
 - 1. 教会と封建社会 2. トマス・アキナス
 - 3. 封建社会の崩壊
- IV ルネサンスと宗教改革 (約20頁)
 - 1. 近代社会の形成 2. ルネサンス
 - 3. ヒューマニズム 4. 宗教改革
- V 市民社会の成立 (約50頁)
 - 1. 絶対主義と市民革命
 - 2. 絶対主義時代の社会観
 - 3. イギリス市民社会と経験論
 - 4. フランス絶対主義と啓蒙思想
 - 5. ドイツ市民社会とドイツ観念論
- VI 資本主義と階級対立 (約40頁)
 - 1. 資本主義社会の確立 2. 労働者の反抗
 - 3. フランスにおける革命と社会主義
 - 4. ドイツにおける革命と社会主義
- VII 社会主義の発展 (約45頁)
 - 1. 科学的社会主義の形成
 - 2. 一九世紀後半における展開
 - 3. 第一次大戦までの資本主義と社会主義
- VIII 現代への展望 (約35頁)

②『ヨーロッパ社会思想史』山脇直司著、

東京大学出版会刊、1992年

現代世代の研究者によって書かれた中の代表例である。著者は1949年生。一橋大学経済学部卒。『公共哲学とは何か』(2004年)、『社会思想を学ぶ』(2009年)を著すなど、21世紀も活躍している。以下が目

次の概略である。

第一章 古代ギリシアの社会思想 (約20頁)

- 1. ソフィストたちの社会思想
- 2. ソクラテスの挑戦と死
- 3. プラトンの国家論
- 4. アリストテレスの社会思想

第二章 古代末期と中世の社会思想 (約15頁)

- 1. ストア学派の倫理・法思想
- 2. ヘブライズムと原始キリスト教
- 3. アウグスチヌスの「人間-社会」論
- 4. トマス・アキナスの「人間-社会」論
- 5. 中世後期の政治思想

第三章 政治・宗教・自然観の転換 (約30頁)

- 1. ルネサンス期の政治・社会思想
- 2. 宗教改革の諸思想 3. 近代自然科学の思想

第四章 社会契約思想 (約30頁)

- 1. 抵抗権・主権論・国際法
- 2. ホッブズのリヴァイアサン思想
- 3. ロックのリベラリズム思想
- 4. 十八世紀フランスのリベラリズム
- 5. ルソーの近代文明批判と直接民主主義思想
- 6. スピノザ、ライプニッツ、カントの平和思想

第五章 市民(経済・産業)社会論 (約30頁)

- 1. スミスの自由主義経済思想
- 2. フランス革命後の社会思想
- 3. 初期社会主義思想
- 4. マルクスの社会革命思想

第六章 理性的「人間-世界」観への挑戦

(約20頁)

- 1. ダーウィニズムと社会進化論
- 2. ニーチェとヨーロッパのニヒリズム
- 3. フロイトの「人間-文化」論と精神分析

第七章 社会思想の二十世紀的展開 (約25頁)

- 1. マルクス主義の発展と凋落
- 2. 大衆社会論と批判的社会理論
- 3. 社会思想の今日的課題

③『社会思想史』橋本剛編著、

青木書店刊、1981年

①②に比べるとマイナーな書物であり、20世紀後半の世相を反映してマルクス主義への傾斜が強いという点では個性的である。編著者は1931年生。北海道大学卒で哲学が専門。「マルクス主義」「スターリ

ン問題」をテーマとした著作もある。この書物は、橋本自身が半分以上書いているが、一部を研究室の後輩である岩瀬充自と高田純が書いている。以下が目次の概略である。

序章	社会思想とはなにか	(約10頁)
第I章	近代市民的理論体系の創始者ホッブズ	(約35頁)
第II章	ロックと国民権論への道	(約25頁)
第III章	フランス啓蒙思想とルソー	(約55頁)
第IV章	イギリス古典経済学・功利主義とJ.S.ミル	(約40頁)
第V章	理性主義の哲学的完成とドイツ観念論	(約25頁)
第VI章	初期社会主義の諸思想	(約15頁)
第VII章	マルクス、エンゲルスにおけるマルクス主義の形成とその展開	(約30頁)

以上の①②③から、次のようなことが言える。

(1) 日本における社会思想史は、「西洋思想史」であることを自明としているように思われる。

上記の3人の著者は、経済学や社会学や哲学をかなり包括的に見渡す見識のある研究者であり、日本の現状に対する考察・発言もできる（現にしてきた）人物であると思われるが、その彼らが社会思想史の書物を書くとなると、上述の目次のようになる。そこに「なぜ東洋思想や日本思想に手を伸ばさなかったか」という弁明はない。弁明不要の「常識」になっているのである。

これは、この3人に限ったことではない。日本で「社会思想史」と銘打つ書物のほぼすべてがそうである。大学での社会思想史の授業の中には、日本のある時代と地域に限定した話がなされていたものもあることを私は知ってはいるが、それはやはりマニアックな例外的存在である。

中国やインドを、さらには日本をフィールドとした「社会」思想史が語られにくかった事情は、それらの歴史と現在を見ればある程度想像がつく。東洋世界全体の話となると遠大になるので本稿では避けるが、私としては、「日欧思想史比較」をテーマに掲げ、「日本における社会思想史」を紡ぎ出そうとしているのだから、少なくとも「日本の社会の思想の歴史」をいかに語るかは、本稿後半でいくらか論じる。

ここでは、「現状では社会思想史がほぼ西洋社会の思想史となっている」と確認しておこう。

(2) その「西洋」の中でもヨーロッパが場所として想定されており、今の国境線でみるとイギリス、フランス、ドイツが思想と運動の展開場面とされることが多い。

「西洋」は今日の常識では北米大陸も含む。しかし、多くの社会思想史の書物では「アメリカ国家とアメリカ人の思想家」は全くかごく少ない紙幅でしか扱われていない。アメリカは（そしてカナダも）、「白人国家」としての歴史は18世紀からとなり、社会形成史や思想史を辿るには歴史が浅すぎるのである。よって「ヨーロッパ史」となってしまうし、目立った市民運動などがあったイギリスとフランス、そしてドイツに注目が集まる。

イギリスは島国なので、まだ輪郭がはっきりしやすく国としての発展史もたどりやすい。しかしフランスは、5世紀のフランク王国、9世紀の西フランク王国といった歴史から考えると、「いつのどれがフランスか」「スイスはずっと別扱いだったのか」と問いたくなる。さらにドイツにいたっては、「神聖ローマ帝国が10世紀から19世紀初頭まであったよな。プロイセンなどの小国分立はいつまでだったかな。オーストリアの併合と分離は？」などの疑問が噴出する。よって「ヨーロッパの代表例はイギリスとフランスとドイツ」と想定するのは、今日の尺度をそのまま歴史にあてがっただけと言える。ただ、今の私たちの立ち位置からイメージしやすくして歴史を考えるという方便が、ここでは許されている。

北米の扱いについては、19世紀後半や20世紀まで時代視野を広げれば、政治経済社会としてのアメリカの存在を無視できなくなる。しかし「まずは近代まで」と見ると、アメリカ独立戦争におけるイギリス出身思想家の影響を論じる程度にとどまる。よって「ヨーロッパ史で社会思想史を語る」という手法は間違っていない、というのが一般的理解になっている。（なお、「北米は白人国家」と見なすことがそもそも問題であり、昔からのネイティブアメリカンやイヌイット、現在のアフリカ系住民やヒスパニック系住民のことも考える必要はあるのだが、本稿ではそこに言及しないでおく。）

(3) その西洋思想史の中でも、古代、中世に割か

れる紙幅は少なく、近代が大いに論じられている。上述①②③の書物での「章」としての扱われ方、ページ数を見るだけでも歴然としている。

古代のプラトンやアリストテレスは、政治思想の最も古典的なものとして哲学でも政治学でも取り上げられやすいが、その思想が紀元前後をはさんで中世に至るまで社会を動かすものとなったかと言えば、そこまでは言えない。哲学思想や人間観の手本として語り継がれはしたが、「社会変革の原動力」とまではならなかった。中世はキリスト教の「教会社会」であり、帝国の興亡や交易の漸進など歴史学的に研究に値する点はあるが、思想的にはキリスト教世界観に覆われていたと見られ、社会の進展の思想的裏付けを見抜こうという研究関心は持たれにくいようである。

よって、やはり近代である。まずは、ヨーロッパ近代化の車の両輪とされるルネサンスと宗教改革が注目される。次いで、個人尊重、自由、民主主義などをキーワードとする啓蒙思想が注目され、市民革命という人類史の大イベントを時代背景として、ホップズやロックやルソーの名前が取り沙汰される。哲学的関心に傾けばカントが、経済学的関心に傾けばスミスが、取り上げられることもある。現代の民主主義の萌芽というわかりやすい着目点があるので、ここが社会思想史の中心に据えられることが多い。

そのあとに、初期社会主義思想を経てマルクスが取り上げられる。マルクス主義にどこまで踏み込み、その後をどこまで追いかけるかは、ここで挙げた3冊以外の書物を見ても、著者によってさまざまである。例えば、第二次大戦前後のフランクフルト学派に言及するのか、さらにはソビエト連邦の崩壊まで扱うのか。どの著者も問題意識は現代まで及んでいるのだろうが、今の国際社会を巻き込んで論じることの限界のなさ、「歴史」としての一応の区切りのつけ方から、「社会思想史の書としてはとりあえずここまで」と切ってまとめているものが多い。

以上の(1)(2)(3)をまとめると、「社会思想史とは西洋の、それもヨーロッパ、特にイギリスとフランスとドイツの社会思想史である」「対象とする時代は、古代から現代までありうるが、近現代、特にルネサンス期から市民革命期が中心とされ、マルクス主義の時代にどこまで言及するかは論者による」という、日本の一応の定式が確認されるのである。

6. 社会思想史の「日本編」は可能か

さて、本稿がオリジナリティをもって目指すのは、「定式 of 社会思想史にとどまらず、日本の思想も社会思想史の一部あるいは半分として取り入れよう。そして日本とヨーロッパの社会思想を比較検討して新たな知見を切り拓こう。その可能性と方途を論じる」というものである。そして、「その試みを社会科教育全般に、特に大学教職課程の中学高校社会科教員養成に寄与するものとしよう」というものである。そのために、ここ数年の自主研究や学会参加で準備はしてきた。あと10年じっくりあたためてから、と言っていると研究者・教育者寿命が尽きてしまう。遠慮を断ち切って、思い切って表出しよう、というのが現在の決断である。

社会思想史の日本編を論じる前に、「日本思想史なら世に研究蓄積はあるのか」から問うてみよう。実は、意外なほどその蓄積は少ない、というのが私の見解である。

仏教や神道の文献は数多くあるし、日本における宗教史として読める書物もある。しかし、「市民」と呼びうる人々（多数派の平均的庶民でなくても、「上層市民」「教養市民」に限ってでも）の精神を磨き、時代の巡り合わせが合えば社会的なムーブメントにもなりうる思想潮流の源と呼べる思想、思想家、思想書が日本史にたくさん確認できるかと問えば、そう多くはない。（ヨーロッパ史では、キリスト教がらみの文献はもちろん数多くあるが、宗教書でない市民教養思想書もたくさんあるというのに。）そして、日本のそう多くはない思想家たちを市民社会史の中で系統的に位置づける「日本社会思想史」を標榜する書物は、私の知る範囲では存在しない。

ここ10年ほど気を配って調べてみたのだが、日本思想に関する研究書のまとまったものは、意外なほど最近になってやっと、1980年代や2000年代になってやっと出されているのだなと気づく。例えば、日本の先哲たちを研究する『叢書・日本の思想家』というシリーズが明德出版社から出されたのは、1980年代である。

思想史概説書として定評のあるミネルヴァ書房の『概説〇〇〇〇史』の初版出版時期を並べてみよう。『概説西洋哲学史』（峰島旭雄編著）が1989年であるのに対し、『概説日本思想史』（佐藤弘夫編集代表）は2005年、『概説中国思想史』（湯浅邦弘編著）は2010年である。後者2冊は、日本の大学に日本思想・東洋

思想の学科や講座があり、少ないながら専攻する教授も学生もずつといたという20世紀史から考えると、意外なほど遅い。

「日本思想史」としても蓄積が少ないならば、「日本の社会思想史」はもっと見出しにくそうである。それでも、思想家はある時代、ある社会に生まれるし、思想は社会の現状・進展とともに育まれる。日本に生まれた思想を、当時の社会背景とつなげて、歴史の文脈にのせて、現代という時代への教訓も見出そうとしながら、再発見・再評価することはできないか。その課題に取り組みたい。幸いにも私は、西洋哲学史、ヨーロッパ社会思想史ならいくらかは得意分野である。時代時代に向き合う問いと答えが人類に普遍のものとしてあるのなら、日本の「ある時代、ある社会の思想」を社会思想として読み解いて人類の思想史に位置づけること、日本思想を学びながら西洋思想との比較連携を頭の中で行って「社会思想史の日欧比較」を考究すること、これらは可能なのではないか、と考えているのである。

7. 社会思想史日本編の具体的プラン

そうは考えても、まずは一步一步である。どこから始めてどの程度入り込むか。研究としての一定のまとまり、大学での一般教養授業としての伝わりやすさ、社会科教職課程学生への貢献、これらを考えて次のような計画を立てた。

(1) 新しい取り組みを安定的に始めるには、一方では着実な足場が欲しい。社会思想史の大学での授業を考える場合、私が30歳のころ保有していた授業実績、ノート蓄積をうまく活用しよう。あの当時は、ヨーロッパ思想史にアメリカ思想を少し加えた社会思想史西洋編ばかりだったが、ここを精査し、内容を今の私の知見で深めて、かつ日本編を割り込ませることができるように分量はそぎ落として、とりあえず「授業ノート」として「15回分ではなくて8回分」に圧縮する努力をする。

(2) (1) の圧縮において、思想史の時代背景は「ルネサンスと宗教改革からイギリス革命とフランス革命まで」に絞る。以前はアメリカ独立戦争の話やヘーゲル、マルクスの話も入れていたが、そこは割愛する。ヘーゲル、マルクスについては、哲学概論の授業で「社会哲学の担い手」として扱う機会を設けて

いる。哲学概論では古代・中世の話もしている。逆に哲学概論では、マキャヴェリやカルヴァン、ホップズやルソーの話はしていない。私の担当諸科目の「棲み分け」として、この社会思想史では近代前半に時代を絞り、「近代化の始まりと市民革命の思想」という社会思想史の定式にも合わせて、典型的な部分を扱うことにしよう。これだけでも8回に圧縮するのは大変だが。

(3) かたや、新しい取り組みである社会思想史日本編であるが、時代をどこに設定するか。(2) でヨーロッパの近代前半としたのであるから、平行移動すれば日本史で言う「近世」すなわち江戸期が考えられる。はたしてそれでよいか。その前の戦国期、織豊政権期は入れなくてよいか。その後の明治維新は入れなくてよいか。江戸期にしても270年間すべてを網羅するのか。社会思想史の授業を念頭に置くと、「15-8=7回分」に適する範囲と分量にする必要もある。

(4) (3) の思案の結果、次の二つの理由から「日本の近世（江戸期）の前半、1600年代から1700年代前半に絞る」という選択をした。第一の理由。それ以前、1500年代はまさに戦国の混乱期であり、安定的に「市民とともに育つ思想」がつくられたとは考えにくいし、禅宗などの仏教思想が目立って宗教思想史を紐解くことになってしまう。第二の理由。近世後半は、攘夷論、尊王論（「尊王攘夷」と言うが、尊王思想と攘夷思想は区別して理解しなければならない）が跳ね上がる時代となり、落ち着いて市民（といっても武士や上層町人にまずは限られるが）の生き方を考える時代ではなくなっていくと見られる。また、授業7回という分量からも、近世前半に絞るのが適切である。

(5) ところで、より本質的な問題は、その日本近世の思想家たちが社会思想史に位置づけるに値するかである。そして、日欧比較を考えるなら、当時の日本の思想がヨーロッパ思想と比較研究するに値するかである。それを考えながら歴史書や思想書を研究した私の結論は、「社会思想史にも位置づけられるし、日欧比較研究にも値する」というものである。この結論に至るまでに心配はあった。当時はいわゆる「鎖国時代」であり、武家政権支配の時代である。「閉鎖

的「社会」「階級支配社会」に「市民とともに育つ思想」「社会を動かす原動力になりうる思想」など見出せるのか。心配しながらも研究し考察したうえで私の結論は、「見出せる」である。

(6) (5) の結論の中身、「この思想をこう評価し思想的にこう位置づける」という陳述は、本稿でも一部を披歴するし、今後の論文と書物（晃洋書房からの出版がすでに予定されている）で明らかにしていくが、今はまず、具体的な思想家の名前を挙げてその思想の短い説明を合わせて述べておくのが、プラン提示としてふさわしいだろう。

①林羅山 (1583-1675)

日本朱子学の大成者。徳川家康・秀忠・家光・家綱四代の指南役。羅山をはじめ林一族（林家）は徳川幕府に代々登用された。いわば「官の学」であり「支配正当化の思想」であるが、林派朱子学は日本全国の藩校のテキストとなり、後には皮肉にも、討幕を企てる「志士」たちの教養力を高めることになった。

②中江藤樹 (1608-48)

日本陽明学の大成者。林派朱子学が「官の学」なら中江陽明学は「民の学」と言える。武士の身分を捨てて近江で私塾を開き、庶民教育に当たった。武家の儒学を万人の倫理へと広げ、門下生は他の地方でも活躍した。

③山鹿素行 (1622-85)

「古学」と「士道」の提唱者。日本朱子学、日本陽明学に対して、ある種ルネサンス運動にも似た「古典回帰」を訴え、後の古義学、古文辞学につながった。「武士道」ならぬ「士道」は、「戦なき世の武士」のあり方を考える近代型の政治哲学と解することができる。

④伊藤仁斎 (1627-1705)

山鹿以来の古学派から「古義学」を生み出し、庶民の日常の倫理を説いた。「京都町衆」に属し、京都の代々の商家は町人向け私塾「古義堂」となった。町人の力が高まる時代とともに「堀川学派」として一時代を築いた。

⑤荻生徂徠 (1666-1728)

古学、古義学を受けて「古文辞学」を創始した。古代中国語までさかのぼって思想のルーツに迫ろうとする徹底した原点回帰を実践し、実証的な文献学を

もってしたうえで、現実政治における「経世済民」の為政者責任を唱えた。

⑥本居宣長 (1730-1831)

「国学」の大成者。古学派（古学、古義学、古文辞学）が中国古典にルーツを求めたことに触発され、日本古典を再発見することで日本人の精神構造に迫ろうとした。儒教・仏教よりは神道に接近することになり、幕末から明治にかけての国粹主義のきかけを作ることにもなった。

⑦石田梅岩 (1665-1744)

「石門心学」の開祖。元々は農家の生まれで、商家奉公を経て学問の道に進み、儒教・仏教・神道を融合した庶民の生活哲学を説いた。町人の存在意義を訴え、商人の職業倫理を強調した点で、ある意味では画期的な近代人の像を描いたと評価することができる。

⑧安藤昌益 (1707-62)

東北の農村医師で農民思想家。明治期になってその著が発見され、第二次大戦後に再評価されるようになった「忘れられた思想家」。その自然思想は、今日の環境倫理思想の先取りとも読めるし、農民に寄り添う訴えは、農本主義的な革命思想とも読める。

8. 社会思想史として扱う意味

以上、とりあえず私の念頭にある代表的な8人の近世前半期思想家を列挙した。それぞれに付した短い説明は、思想史事典の引用、圧縮ではない。日本における「社会思想史」を意識した私なりのまとめ直しである。あの時代のあの政治経済社会だからこそこの思想が唱えられたのだと、そして時の巡り合わせによっては「官」をあるいは「民」を動かしたのだと、分析でき解釈できるものを叙述することが、私の考える「日本社会思想史」である。そして、江戸期前半という「戦国期のあとの泰平の世」に、時代をつくる思想が意外なほど豊富に生まれていたのだと、研究を深めるうちに気づいたのである。

この時代にヨーロッパの市民革命と同じ精神が日本で共有されていた、などと言っているのではない。それでも、変革期ではなく安定期さらには停滞期と見られがちな日本の近世は、実は大いにダイナミックな思想を、官においても民においても育んでいたのではないか、というのが私の見解であり、この時代の諸思想を日本における社会思想史のヤマ場の一つと評価したい、というのが私の結論である。

「時代をつくる思想」と今述べたが、彼らの思想表明が同時期に社会運動を呼び起こした、などと言っているのではない。それぞれの思想への分析・評価は、今後の論文・書物で述べていくが、すぐ同時に何かの社会進展につながるのではなくても、歴史を俯瞰すると、「やはりここが近代人としての精神的脱皮の一里塚になったのだな」と思える、そんな箇所がしばしば発見できるのである。

例えば、先の⑧で挙げた安藤昌益だが、「忘れられた思想家」と呼ばれるが実は「隠された思想家」なのではないか、と私には思える。江戸幕府を転覆させかねない過激な革命性ゆえに、安藤自身とその周りの者たちはあえて「隠した」のではないか、と考えられるのである。大いなる自然という存在に従うことと万民の平等を訴える主張は、「日本のルソー」とさえ呼べるかもしれない。底辺層農民に寄り添い差別と搾取を否定する主張は、「日本のマルクス」とさえ呼べるかもしれない。幕府が支配する江戸期半ばにあってはまさに「早すぎた思想」であり、隠されたからこそ抹殺はされずに今日の我々の手に（一部ではあるが）届いているわけである。だからこそ、社会思想の一つとして歴史に位置づける役割が、今の私たちに課されているのであり、その役割の一端を私は担いたいと思うのである。

9. 日欧思想史比較への道

ここまでで述べたように、日本の近世は、思想的には「安定期」「停滞期」ではなく、十分に近代的なダイナミズムを含むものである、というのが私の主張である。「この時期の思想が社会を革命的に動かした事例はない」と言われるかもしれないが、それを言うならヨーロッパ近代史においても、「思想が唱えられたから社会が動いた」となっているわけではない。

例えば、「ロック思想とイギリス名誉革命」がセットで語られ、ロックがいたから名誉革命が進んだかのような印象を持つ人がいるが、名誉革命の間、ロックはオランダに亡命中であり、『市民政府二論』を公刊したのはその後イギリスに帰国してからである。革命勢力の作戦室でロックが指導していたのではない。名誉革命の正当性を言論であとから裏付ける役割を果たしたのがロックなのである。思想の表出と社会の進展は、あとさきが入り替わることが珍しくない。ヘーゲルの名言、「ミネルヴァのふくろうは夕

暮れになって飛び立つ」に従えば、社会の目立った動きがあってそれが収まる頃にやっと知的に書き留められる、という順序の方が普通なのかもしれない。

個別の思想表出だとか著作公刊だとかにこだわらなければ、時代の「思潮」と社会の進展はもっと密接に相関している、と言えるだろう。その意味では、ヨーロッパ史にも日本史にも似たところはいくつも見つかる。江戸期の日本は「鎖国」という孤立・国境封鎖のイメージがあるが、中国やオランダを介して物品や知識は入っていたし、同じ時代の世界を空気にして敏感に感じ取る人は、日本の知恵人にはいたと考えられる。ヨーロッパが「近代」になったときに日本だけが「中世の続き」だったとは、全く言えない。

時代時代の技術や芸術や制度を観察すると、そして思想を分析すると、人類の歩調が洋の東西で見事なまでにそろっている箇所が、しばしば発見できる。そして文化背景のために微妙に違っている箇所も発見できる。それらを見て取り、説明し、最初の仮説が間違っていれば修正してまた記述する、という営みは、ときに人類の普遍性を納得させてくれるし、ときに差異があっても背景が分かれば理解しあえる土俵を提供してくれる。比較研究というのは、その納得・理解のためにあるのではないか。それは研究者たち、大学生たち、中学高校社会科教員として次世代を育成するかもしれない若者たちにとっても、意味のあるメッセージになると考えている。

高校社会科のカリキュラムで言えば、「公共」という新科目が、そして「歴史総合」「地理総合」という新科目が、提案されている。「公共」は今の「現代社会」にとって代わり、「歴史総合」と「地理総合」は基礎レベルの必修科目とされるようである。「歴史総合」必修化については、「世界史（現代史部分）だけが必修科目で日本史が選択科目なのはおかしい」という「愛国主義」論者への配慮もあったと見られる。ともあれ、「総合」と銘打つからにはまずは教師側に総合的視座が求められる。自分は大学時代は日本史学科にいたから、西洋史のことは知らない、「日本にルネサンスはあったか」なんて考えたこともない、では総合的な科目は教えられないのである。

先ほど安藤昌益について、「日本のルソー」「日本のマルクス」との呼称を仮に使ってみた。実は「日本のルソー」という称号は、日本政治思想史の定説ではすでに中江兆民（1847-1901。ルソーの『社会契

約論』を『民約訳解』と邦訳して出版し、自由民権運動に影響を与えた) に当てがわれており、それを知っている人は私の呼称に違和感を覚えるだろう。ここでその当否を論じたいのではない。日欧比較の中で、いろいろな時代や人物や言論の照らし合わせを試みれば、多面的な知見が深まる可能性がある、と言いたいのである。そして、こうした知見に触れた大学卒業生が、高校で日本史を教えるのであれば、安藤昌益や中江兆民の名前が出てくるタイミングでルソーやマルクスのことも頭に浮かぶ(すぐその話を高校生に語るかは別として) ようになってほしいのである。

本稿では、以上のような基本姿勢をまずは語っておく。日本の近世前半への評価とヨーロッパ近代との比較、思想家たちの個別研究や比較研究の詳述は、今後の論文と書物で表明することにしよう。

最後に、すでに実践している社会思想史の授業で「日欧比較研究」をどう示して考えさせようとしているかを語る一例として、期末試験に出した論述問題を1つ挙げておこう。

「石田梅岩の町人職業思想は西洋思想の職業召命観に匹敵する、という話が授業であったが、では梅岩の思想と西洋の職業召命観はどこが似ているのか、そしてどこは少し違うのか、ノートを読み比べて自分なりに論じなさい。」——ルターからカルヴァンへと発展した宗教改革の職業観とそれへのウェーバーの重要な指摘を、日本の石田梅岩思想と比較するという、斬新な試みである。受験した学生たちの中には、板書ノートと配布プリントのキーワードをつないだだけという答案を書く者も少数はいたが、ある程度はしっかり文章化してまとめてくれる者が多く、十分考えて大いに深めて思想史的意義を論じてくれる者も予想以上にいた。教育的意味のある良い問題を出せた、と採点しながら思ったものである。

【参考文献】

- 『安藤昌益』尾藤正英・松本健一・石渡博明編著、
光華社、2002年
- 『伊藤仁斎の思想世界』山本正身、
慶應義塾大学出版会、2015年
- 『江戸の思想家たち』(上)(下) 相良亨・松本三之介・
源了圓編、研究社出版、1979年
- 『江戸の思想史』田尻祐一郎、
中央公論新社、2011年
- 『概説西洋哲学史』峰島旭雄編著、
ミネルヴァ書房、1989年
- 『概説中国思想史』湯浅邦弘編著、
ミネルヴァ書房、2010年
- 『概説日本思想史』佐藤弘夫編集代表、
ミネルヴァ書房、2005年
- 『社会思想史』橋本剛編著、
青木書店、1981年
- 『社会思想小史』(新版増補) 水田洋、
ミネルヴァ書房、1998年
- 『仁斎・徂徠・宣長』吉川幸次郎、
岩波書店、1975年
- 『叢書・日本の思想家⑩ 伊藤仁斎 (附)伊藤東涯』
伊東倫厚、明德出版社、1983年
- 『統道真伝』(上)(下) 安藤昌益、
岩波書店、1967年、
- 『徳川思想小史』源了圓、
中央公論新社、1973年
- 『日本思想史新論』中野剛志、
筑摩書房、2012年
- 『日本政治思想史——十七～十九世紀』渡辺浩、
東京大学出版会、2010年
- 『ヨーロッパ社会思想史』山脇直司、
東京大学出版会、1992年

都市近郊地域における市民農園継続運営に関する影響要因と対応策 —千葉県N市における農園後継予定者への調査を基軸として—

Factors and Actions to Continue Operations of Allotment Garden in Sub-urban Area:

Based on a Survey of Possible Successors in N city, Chiba, Japan

森本英嗣*

Hidetsugu MORIMOTO

市民農園の運営継続に資するため、本研究は、後継予定者へのヒアリング調査より現農園主と後継予定者との間で、①農園の利用状況や今後の農地利用に関する情報交換・共有②後継予定者との協働農園管理③後継予定者への農園利用④農園利用者との交流を促すことを対応策として導出した。さらに、著者は、利用者だけでなく周辺住民を取り囲んだ「市民農園機能圏域」設定の施策について提案した。

I はじめに

1 研究背景

近年、食への安全・安心志向により、農地の一面を借りて各自で野菜や花を栽培することができる市民農園が増加している。1989年の「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法）」の制定に伴い、1992年度から2013年度まで、全国の農園数は691箇所から4,113箇所と約6倍、総面積は202haから1,377haと約7倍に増加している¹⁾。その理由のひとつに農地の有効活用方法としての関心の高さが挙げられる。

ところが、その理由故、長期的および永続的な開設の可能性は低く、市民農園のもつ機能の継続性もまた脆弱である。市民農園は、農業生産機能以外に

も①環境保全機能、②防災的機能、③教育的機能、④福祉的機能、⑤コミュニティ機能がある²⁾。しかしながら、一度市民農園が閉園してしまうと、利用者のみならず、周辺住民に対するこれら重要な役割の機能は喪失してしまう。

市民農園に関する研究は、大きく分けて2種類あり、利用者を対象とした研究と農園設備や運営者を対象とした研究がある。三宅・佐藤（1995）³⁾や中村ら（1986）⁴⁾によると、利用者の農園に対する総合評価は高く、市民農園の利用は利用者の余暇活動にプラスの影響を与えていることがわかっている。それに加え、湯沢（2012）⁵⁾は、事例調査を通して潜在的需要層（50歳以上の男性）の発見、設備（農具や農業指導）の充実さが農園利用の満足度に影響する点を示唆した。一方、農園や運営者を対象とした工藤（2009）⁶⁾や三宅・松本（1997）⁷⁾によると、市民農園は地権者の意向によって継続運営が大きく左右されるため、遠い将来に渡って継続性がほとんど保証されていないということがわかっている。また、井上・牧山（2010）⁸⁾や牧山・井上（2011）⁹⁾は、地域住民や民間団体による滞在型市民農園の継続性・継承性を危惧しその解決策を提示した。

2 研究目的

既存研究より、市民農園は利用者からの評価が高

*環境ツーリズム学部准教授

いことがわかっているが、遠い将来に渡って継続する保証はほとんどないと考えられる。三宅・松本(1997)は市民農園の存続のための今後の対応策のひとつに、農地保有意識が低いと考えられる後継予定者への市民農園に対する意識づくりを提案している。しかし、既存研究において市民農園の存続のための後継予定者への対応策は地権者を対象とした調査結果から導き出した仮説であり、後継予定者を対象とした調査は行われていない。

そこで本研究は、後継予定者への聞き取り調査から市民農園継続運営への要因を整理し、市民農園が継続運営されるための対応策を明らかにすることを目的とする。

II 研究方法

1 対象地域

対象地域として千葉県N市の市民農園を選定した。千葉県では2002年度から2012年度で約100か所もの市民農園が開設されており¹⁰⁾中でも同市を含む地域(ここでいう地域とは、郡区町村編制法(1878)の施行により発足した行政区画のこと。)は同県内の他地域よりも農園数が極めて多く、市民農園への関心が高いといえる。

N市内には、市が運営する農園と農家が運営する農園がある。前者は特定農地貸付法に基づく方式ならびに市民農園整備促進法に基づく方式である。一方、後者は農園利用方式と称し、法的手続きを行う必要がなく簡易に開設できる。この方式は、農地の経営活動であるため、相続税納税猶予制度が適用されることがある。次節で説明するが、本研究では相続税納税猶予と農地継承性の関係性を考察するため、農園利用方式である農家が運営する市民農園を対象とする。分析対象の農園は市内に10か所あり、1か所が市街化区域内の農地、残り9か所が市街化調整区域内で農用地区域外の農振地域(農振白地)に所在する。以後、本稿では市民農園を「農園」略すこととする。

2 ヒアリング調査

本研究では、農園の農園主と農園利用者にヒアリング調査を実施し、N市の農園の現状を把握した後、後継予定者へのヒアリング調査を行った。まず、対象農園10か所(A~J農園)で調査を実施し、その

中から後継予定者への調査協力が得られた4か所の農園(A~D農園)の後継予定者に対してヒアリング調査を行った。後継予定者に対する調査の質問項目は関東農政局(2006b)¹¹⁾の調査と三宅・松本(1997)の研究を参照し作成した。まず、農園の廃園理由として「相続発生に伴う相続税支払いのため、または相続税支払い発生の懸念のため」が多い¹¹⁾ことから、後継予定者の継続運営には相続税に関わると考えた。また、農業や農園に対する意識が低いと農園の継続性が低くなる傾向を示すことがわかっており⁷⁾、農業、農園、さらには地権者(本研究において農園主)との関わりの有無やそれらに対する意識が後継予定者の継続運営に関わると考えた。

以上より、後継予定者に対する質問項目は、①農園の土地の後継後の意向、②相続税納税に対する意識、③農園主との農園に関する相談、④農業との関わり、⑤農園との関わりから構成される。

III 結果

1 農園主へのヒアリング調査結果

2014年7月29日~同年8月20日にかけて農園主10名への直接訪問と電話によるヒアリング調査を実施した(表1)。

(1) 農園の開設経緯

農園主のほとんどが65歳以上で既に仕事を退職しており、開設期間は3~9年になる。開設時の年齢はA、D農園主が最も高齢で80歳の時である。開設前の土地利用状況はA、B農園は畑作を実施していたが、その他は耕作されず10年程空き地だった農地や、耕起のみで特に作付けをしていなかった農地である。開設理由の多くが「土地の有効活用」を挙げ、「行政からの勧め」や「市報」「他農園の存在」と相成って開設に至っており、市街化区域内および、市街化調整区域内での農地保全に積極的な姿勢であったことが伺える。

(2) 農園の現状

農園の設備状況は農園ごとに異なった。A農園は水道の整備に加えて堆肥の提供(有償)をしている。B農園は水道、駐車・輪場の整備と野菜くず置き場を設置し、A農園同様堆肥を提供(有償)している。C農園は水道、野菜くず置き場がそれぞれ3箇所整備・設置されている。D農園は水道、駐車・輪場を整備し、小型耕耘機の貸与も行い、休憩場所のスペース設置

表 1 農園主へのヒアリング調査結果
Table 1 Interview with owners of allotment garden

	A 農園 市街化調整区域／農振その他	B 農園 市街化調整区域／農振その他	C 農園 市街化調整区域／農振その他	D 農園 市街化調整区域／農振その他	E 農園 市街化調整区域／農振その他
農地区分	2008年4月	2005年9月	2006年3月	2005年4月	2008年2月
開設年月	1,034	2,481	4,053	3,724	1,165
農園面積 (㎡)	35 (34)	62 (62)	75 (71)	70 (60)	40 (30)
区画数 (利用者数)	86歳	67歳	63歳	89歳	51歳
農園主の年齢	元会社員	元会社員	元団体職員	元公務員	会社員
農園主の前職	行政の勤め	行政の勤め	行政の勤め	行政の勤め	知人からの話
開設のきっかけ	農地管理の大変さ	農地管理の大変さ	土地の有効活用として	土地の有効活用として	土地の有効活用として
開設目的	畑	畑	耕起のみ、不作付け	耕起のみ、不作付け	10年程空き地の状態
開設前の農地利用状況					
農園内の設備					
水道	○	○	○	○	○
駐車・輪湯	○	○	○	○	○
堆肥 (有償)	○	○	○	○	○
野菜くず置き場					
農具の貸与 (無償)					
農具置き場					
利用者への指導	相談されたらアドバイスする	相談されたらアドバイスする	分らないためアドバイスしない	積極的にアドバイスする	分らないためアドバイスしない
今後の運営意向	・健康な限り継続 ・後継後は後継予定者に一任	・健康な限り継続 ・後継後は後継予定者に一任	・健康な限り継続 ・市街化区域になったらやめるかもしれない ・後継後は後継予定者に一任	・健康な限り継続 ・市街化区域になったらやめるかもしれない ・後継後は後継予定者に一任	・健康な限り継続 ・後継予定者が速くに居住しているため、どうなるか分からない
後継予定者	長女の息子	長男	長男	長男	姉の息子
ヒアリング調査実施日	2014年7月31日	2014年7月29日	2014年8月5日	2014年8月5日	2014年8月18日

表1 農園主へのヒアリング調査結果 (続き)
Table 1 Interview with owners of allotment garden (continued)

	F 農園	G 農園	H 農園	I 農園	J 農園
農地区分	市街化調整区域/農振その他	市街化調整区域/農振その他	市街化調整区域/農振その他	市街化調整区域/農振その他	市街化区域
農園開設年月	2008年5月	2009年4月	2011年5月	2010年4月	2005年4月
農園面積 (㎡)	3,116	3,600	3,000	1,000	974
貸出区画数 (利用者数)	90 (85)	72 (70)	30 (3)	50 (50)	18 (7)
農園主の年齢	70歳	69歳	65歳	79歳	74歳
農園主の前職	元会社社員	元会社社員	元会社社員	農業従事者	元公務員
開設のきっかけ	D 農園主の話	市報	市報	A 農園主の誘い	市報
開設目的	土地の有効活用として	土地の有効活用として	土地の有効活用として	土地の有効活用として	土地の有効活用として
開設前の農地利用状況	耕起のみ、不作付け	10年程空き地の状態	耕起のみ、不作付け	耕起のみ、不作付け	耕起のみ、不作付け
農園内の設備					
水道	○	○	○	○	○
駐車・輸場	○	○	○	○	○
堆肥 (有償)	○	○	○	○	○
野菜くず置き場	○	○	○	○	○
農具の貸与	○	○ (小屋)	○	○	○
農具置き場	○	○	○	○	○
利用者への指導	相談されたらアドバイスする	相談されたらアドバイスする	相談されない	相談されたらアドバイスする	相談されたらアドバイスする
今後の運営意向	・健康な限り継続 ・市街化区域になったらやめるかもしれない ・後継後の事は考えていない。	・健康な限り継続 ・後継後は後継予定者に一任 ・市街化区域になったらやめるかもしれない ・後継後の事は考えていない。	・健康な限り継続 ・市街化区域になったらやめるかもしれない ・後継後の事は考えていない。	・健康な限り継続 ・後継後の事は考えていない。	・健康な限り継続 ・周辺に住宅が増えた場合は分からない。 ・後継予定者は恐らく続けないと思う。
後継予定者	長男	長男	決めていない	決めていない	長女の娘
ヒアリング調査実施日	2014年7月31日	2014年8月18日	2014年8月29日	2014年7月30日	2014年8月19日

を今後計画している。E農園は水道、駐車・輪場、野菜くず置き場、耕耘機の貸与に加え農具置き場も整備している。F農園は駐車・輪場のみ、H農園は水道のみ設備であり、G農園は最も設備の種類が多く、駐車・輪場以外は整備している。I農園は水道、駐車・輪場、堆肥（有償）、農具の貸与を整備している。J農園は特に何も整備していない。一区画あたりの面積はいずれの農園も30㎡、利用料金は年間5,000円であった。

ほとんどの農園主が農園利用者への指導（アドバイス）をしているが、積極的にアドバイスをしているのはD農園のみである。その他は相談されたらアドバイスをする、分からないのでアドバイスしない状況にある。実際に毎日農園に出向いている農園主は少なく、定期的な管理（水道周り、農具置き場、散布ごみの見回り）に留まっている。

(3) 農園運営に対する意向

今後の継続意向について、市街化区域内に所在する農園（J農園）の農園主は、利用者がいなくなるか、周りに住宅が増えて他用途の需要があれば農園を辞めると考えている。市街化調整区域内にある残り9か所の農園主は自分が健康な限りは続けていきたいが、市街化区域になったり、周辺環境が変わったりしたら農園を辞める可能性があると考えている。農園の土地の後継ぎについては、10名中7名が決めており、市街化調整区域内に所在する6農園のうち、5農園は後継後の土地の利用については後継予定者に委ねる意向である。農園の存続は、周辺の土地利用変化ならびに後継予定者の意向に左右されると考えられる。

2 後継予定者へのヒアリング調査結果

2014年11月15～同年12月7日にかけて後継予定者4名への面接と電話によるヒアリング調査を実施した。表2は調査結果をまとめたものである。ここでは、各後継予定者の表記をA氏、B氏、C氏、D氏と称す。

(1) 属性と後継後の意向

後継予定者の年齢はD氏が50代、残りの3名は30代である。現職は公務員が1名、会社員が2名、団体職員が1名となっており、D氏以外は農園主と別居している。農園主の長男であることで、B氏、C氏、D氏は後継予定であることを農園主から知らされていないが、他に継ぐ人がいないため自分が継いでいくことになることを認識している。A氏は農園主から後継後について相談をされた経緯がある。A氏、B氏は土地

を後継した場合、農園主の住まいに引っ越すことを決めている。後継後の土地の利用については、4名中3名が農園を継続運営していく可能性が高いが、将来的に周りに住宅が増えた場合は農地以外の利用も考えるなど、全員が永続的な農地保有に固執していない。

まず、A氏は、農地は代々から受け継いだものであるため、やはり農地として残していきたいと考えている。また、農園主から農園の利用者だけでなく利用希望者も多いということを聞いているため、このまま農園を続ける意向である。さらに、転用や売却といった農地以外の利用には関心がなく、現時点の農地保有意識は高い。

B氏はA氏と同様、代々から受け継がれているため農地として残したいと考えており、現時点の農地保有意識が高い。将来的には農家を継ぐことも考えているが、後継予定の農地は農園の土地以外にもあるため、農園をこのまま続ける意向を持っている。

C氏は農園の土地を農地として残したいと考えているが、自分自身が農業に従事する予定はないため農園を続ける意向である。現在は市街化調整区域内に所在し、駅から遠く主要道路からも離れている等の立地条件を考慮すると、転用や売却より農地として残していく方が経済的に無難であると考えているが、農地保有意識が高いわけではない。周辺に宅地が増えた場合、農園から発生する土埃や臭いなどで住宅に迷惑をかけてしまう可能性があるため、農園を辞め農地以外の利用をするとも考えている。

D氏はC氏と同様な理由で農園を続ける可能性が高く、転用や売却には現段階では関心がない。しかし、C氏同様、周りの環境の変化によっては農地以外の利用をする可能性もあり得ると回答した。また、相続税が払えない場合も農園の継続運営を辞めると考えている点もC氏同様だった。その理由としては、相続税納税が免除される20年先まで農地として残すとは限らず、途中で営農、農園管理を辞めた場合の利子税への懸念を示唆した。

(2) 相続税納税に関する知識

相続税額を知らない後継予定者3名の中では農地保有意識の違いで考え方が別れた。B氏は農地保有意識が高く、将来的に農業をやりたいという考えがあり、相続税納税猶予が適用されるのであれば受けたいと考えている。一方、C氏、D氏は、相続税納税が免除される20年先まで見通すことができず、長期

表2 後継予定者へのヒアリング調査結果
Table 2 Interview with possible successors of allotment garden

	A氏 (A 農園)	B氏 (B 農園)	C氏 (C 農園)	D氏 (D 農園)
後継予定者の属性				
年齢	33歳	35歳	34歳	58歳
職業	会社員	会社員	団体職員	公務員
居住地	埼玉県K市	千葉県M市	千葉県N市	千葉県N市
居住地から農園までの距離	約35km	約15km	約0.3km	0km
同居者	妻, 子2人	妻	妻, 子2人	両親, 妻, 子
農園主との続柄	孫	長男	長男	長男
土地後継後の意向				
以前から後継予定者であること	知らされていた	知らされていない	知らされていない	知らされていない
後継後の利用方法について	市民農園を継続する	決めていないが農地として残す	市民農園を継続する	市民農園を継続する
現時点での農地保有意識	高い	高い	低い	低い
相続税に関する知識				
相続税の額	知っている	知らない	知らない	知らない
相続税を払える余裕	あり	分からない	分からない	分からない
納税猶予の適用	しない	したい	したい	しない
農園主との農園に係わる相談				
農園主の自宅に訪れる頻度	月1, 2回くらい	月1, 2回くらい	月1, 2回くらい	毎日
農園主から農園の話をよく聞く	はい	はい	いいえ	いいえ
土地の利用についての相談	経験あり	経験あり	経験なし	経験なし
これまでの農業との関わり				
農作業の経験の有無	あり	あり	あり	あり
家族以外の農家との交流の有無	なし	あり	あり	あり
市民農園以外の農地の認識	認識している	認識している	認識している	認識している
農業に対する関心	趣味でやりたい	農家としてやりたい	やらない	趣味でやりたい
市民農園との関わり				
後継する農園の現状の認識	農園主から聞いた程度で知っている。	農園主から聞いた程度で知っている	農園主宅から見る程度で知っている	大体知っている
農園利用者との交流	なし	なし	なし	あり
農園への訪問経験	あり	なし	なし	あり
農園がもつ機能の認識	知らない	知らない	知っている	知らない
重要と考える機能	・教育的機能 ・福祉的機能 ・コミュニティ機能	・コミュニティ機能	・環境保全機能 ・福祉的機能 ・コミュニティ機能	・コミュニティ機能
ヒアリング調査実施日				
	2014年12月7日	2014年11月16日	2014年11月23日	2014年11月15日

的に農地として残していくかわからないため相続税納税猶予の適用は受けないと考えている。以上より、相続税に対する意識の間に関係性は確認されなかったが、農地を後継する際の相続税に関する知識を持っているかどうかは、以前から自分自身が後継予定者であると知らされているかどうかに関係していると考えられる。

(3) 農園主との相互理解

農園の継続運営に対しては、農園主との相互理解が関係していると考えられる。農園主と同居しているD氏以外は、月に1、2回程度農園主宅を訪れている。また、C氏以外は農園主から農園の話聞くことがある。その中でも、D氏は農園主から農園の課題や悩みを聞くことがあり、A氏、B氏は利用者の利用状況などを聞くことがある。A氏は農園主家の夫婦養子になり、土地を継ぐことについての相談、B氏は農園の土地の利用について農園主から相談を受けた経験がある。

(4) 農業との関わり

4名とも農作業経験がある。A氏、B氏、C氏は学生の頃に家族の農作業の手伝いをしていた経験があり、D氏は農園が開設されてから農作業を始めた。D氏は、開設当初は農作業に関心がなかったが、農園利用者との交流においてどうしても農作業の知識が必要となってくるため、農業に関する勉強をするようになった。現在では農園の空いたスペースで作物を育てている。

また、将来の農業の意向については、4名中3名が農業をやることを考えている。A氏は退職後、趣味として農業をやってみたいと考えている。B氏は親の手伝いを通して農作業の楽しさを感じたため、農園だけでなく、将来的には農業従事者になることも考えている。D氏は、将来は農業をコミュニケーションツールとして趣味で続けていきたいと考えている。一方、C氏は将来的にも農業はやらないと考えている。

(5) 農園との関わり

各氏とも農園の運営状況を少なからず把握している。農園内の管理を農園主と協働しているD氏以外は実際に農園での活動はないため、A氏、B氏は農園主との会話による情報、C氏は農園主の家から見る程度で状況を把握している。農園の協働管理をしているD氏以外は農園の利用者との交流がない。しかし、B氏は利用者一人一人に満足している点や不満

点などの意見を聞きたいと考えており、農園に対する関心は高い。

農園の機能については4名中3名が知らなかった。関東農政局(2006a)が期待する機能を提示した後、重要と考える機能については、A氏は「教育的機能」、「福祉的機能」、「コミュニティ機能」、B氏、D氏は「コミュニティ機能」を選んだ。C氏は「環境保全機能」、「福祉的機能」、「コミュニティ機能」を選んだ。後継予定者全員が農園の機能としてコミュニティ機能が重要と考えている一方で、防災的機能については重要視されていなかった。

IV 考察

1 市民農園の継続運営意向に与える影響要因

(1) 農園への関心の強弱

農園への関心の高さは、継続運営への意向に寄与する。A氏、B氏は共に農園主と別居しているが、A氏は農園主から利用者のみならず利用希望者も多いということを知り農園の継続を考えている。B氏は、農園主と農園の話や土地の利用について情報を交換・共有していることにより、農園に関心を持っている。また、すべての後継予定者は後継後の農園を農地として残す意向を述べていたが、長期的な保有意識の高さは異なっていた。先述のA氏、B氏は長期的に農地を残していきたいと考えている一方、農園主と農園の話をしていないC氏、農園主と農園の土地の相談をしていないD氏の両者は、現時点で農地として残すことを決めているが、宅地造成などの周辺の土地利用変化に応じて農地保有を諦める姿勢を示していた。先祖からの農地継承に対する認識、農園利用者への配慮ならびに営農に対する関心の度合が農園継続ならびに農地保有意識の強弱に少なからず影響をしていると考える。

(2) 周辺環境と継続運営意向

将来の土地利用計画により近隣住民との交流問題が農園の継続運営に負の影響を与えると考えられる。すべての後継予定者は、農園農地の市街化区域への編入、周辺の宅地化等農園の周辺環境に変化があった場合は継続運営を辞めると回答していた。農園との関わりが比較的深いD氏においても周辺環境に合わせる意向が強かった。本研究の対象地においても、三宅・松本(1997)同様、「税金など支出水準が増加したり、転用のチャンスが生まれるなどの外的要因

が加われば、農園の継続性はたやすく失われる」懸念を示した。さらに、「次の世代になると農地保有意識が弱まる可能性もあり、農地を受け継ぐ次世代に対する市民農園の意義や役割についての啓蒙も合わせて重要」と指摘していたように、後継予定者の多くは農園がもつ機能についての認識が低い状態にある。とりわけ農園継続には周辺環境の変化が大きく影響し得るところがあり、農園のもつ機能が周辺住民にも与えられる機能²⁾であることを相互理解する必要がある。今後は農地所有者や利用者だけの認識に留まらず、周辺住民を含めた「市民農園機能圏域」という概念のもとで、農園の開設そして継続運営に資する政策が求められる。この圏域については次項で記す。

2 今後の対応策

(1) 後継予定者の農園に対する意識改変

引き続き農園が継続運営されるためには、いくつかの課題が見受けられる。まずは、農園主から積極的に後継予定者を農園に関わらせることが必要である。具体的には、①後継予定者に農園の利用状況や農地の利用に対する意見を明示する。②後継予定者と協働して農園管理をする。③後継予定者に農園利用者のひとりになってもらう、④後継予定者に農園利用者と交流を持ってもらう。農園主が後継予定者に積極的に農園の運営状況の話題を持ちかけるだけでなく、農園管理の協働に勤める頻度を増やし、後継予定者の農園への関心あるいは農地保有意識を高める。

また、農園のコミュニティ機能が利用者間に限ったものではなく、利用者と農園主（ここでは後継予定者）との間にも存在し得る機能であることを農園主が再認識しなければならない。D氏が農園の協働管理し、利用者との交流のために作物を育て始めたことで農作業の楽しさに気づき、将来的にも農作業を続けたいと考えるようになった。D氏の場合は農園に隣接する農園主宅に同居していることで、これが可能であったが、他の後継予定者も月に1・2回の帰省を利用して積極的に農園運営に関わっても良いだろう。農園状況を聞くだけでなく、実際に体感することが少しでも農園への関心を高め継続運営への意向に繋がると考える。

(2) 市民農園機能の圏域設定

市民農園を中心とした新たな空間「市民農園機能

圏域」を考慮した都市および農地計画の導入を提案する。市街化区域になったり周辺の宅地化等による農園の周辺環境の変化が、農園後継予定者の継続運営意向にマイナスの影響を与えてしまう可能性を本研究でも改めて示唆した。さらに本来の農園の機能の意義が後継予定者に十分に認識されていない点が明らかになり、農園運営関係者の農園ならびに農地保有意識の希薄さが懸念される。現在において同市内の宅地化は顕著であり、農園運営管理者だけでなく農園利用者ならびに周辺住民の相互認識を図り、都市計画と農地保全の両立を目指していかなくてはならない。栗田ら(2010)¹²⁾が農園利用者組織による農地の保全・管理の可能性を示唆しているが、筆者が、ここで言及している圏域とは、これに周辺住民を加えた領域であり、市民農園の存続に関しては、農園主や利用者だけでなく、周辺住民が市民農園の機能を認識する必要があるということである。

しかしながら、この圏域については現時点で抽象的な領域概念に過ぎないが、この問題は都市計画と農地計画の学際領域にある課題で、これを解決することで農園を中心としたひとつの新たな空間づくりが期待できる。農地活用として注視されがちな市民農園の継承性を鑑みると、今一度、農園がもつ機能の啓蒙姿勢の改善が求められる。

V おわりに

本稿は、農園後継予定者の継続運営意向には農園への関心と相続税、そして農園周辺の将来的な宅地化等の農園の周辺環境の変化が影響を与えていることを示唆した。そして、農園継続に資する対応策について言及した。

農園が継続運営されるため、後継予定者への今後の対応策を以下に記す。農園主は①後継予定者に農園の現状や将来の農地利用についての情報交換・共有だけでなく、②後継予定者と農園の協働管理を促す。そして③後継予定者に農園内で作物を育ててもらおう等して、④後継予定者に農園利用者と交流を持ってもらう。農園主は後継予定者の意識向上を図り、また、行政が農園のもつ機能の対象圏域「市民農園機能圏域」を設定し、利用者だけでなく周辺住民との機能の相互認識を図る等の土地利用計画への発展を期待したい。

最後に、本稿は市民農園を対象に展開してきたが、

農園に限らず営農意欲や税負担、地理・地形条件を含む周辺環境等による農地継承問題は周知の事実である。しかし、近い将来、外国産農作物の自由貿易が今以上に盛んになると予想されるが、同時に食への安全・安心もより一層求められ、国内農地の価値が再度見直されることだろう。現に各地で農村空間の保全活動が一次産業従事者以外の主体も交えて営まれ、日々「里山・里海」の価値が再認識されつつある。一方で都市近郊地域では農への関わりが希薄傾向にあり、市民農園や観光農園は数少ない農との関わりを持てる要所である。これら農園を保持し農園のもつ機能は運営関係者だけでなく利用者や周辺住民によってもたらされ、「里山・里海」と同様に、互惠関係を築くことが都市近郊地域における農園・農地の保全に繋がると考える。今後は、これら周辺の空間を保全・管理するソフトな仕組みを勘案し、農園がもつ機能の持続性を慮る必要がある。

謝辞

本研究は、筆者が東京理科大学赴任中にとりまとめた研究データをもとにした成果である。データ整理の際、当時理工学部経営工学科4年門井翔矢君に多大なるご協力いただいたことに感謝の意を表す。さらには、研究遂行にあたり、調査にご協力頂いた農園主および後継予定者の皆様へ深謝申し上げる。

引用文献

- 1) 農林水産省「市民農園をめぐる状況」、http://www.maff.go.jp/nousin/nougyou/simin_noen/zyokyo.html、2016、2014年3月31日更新、2015年5月6日閲覧
- 2) 関東農政局「平成17年度関東食料・農業・農村情勢報告書」、www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/jyousei/17jousei/pdf/tokushiyu-4.pdf、2006a、更新日未記載、2015年5月6日閲覧
- 3) 三宅康成・佐藤洋平「市民農園利用者の農園評価特性」、『農業土木学会論文集』、63(2)、1995、121-129頁
- 4) 中村 攻・姜守 範・山本 康・宮崎元夫「市民農園の利用が余暇生活におよぼす影響に関する調査研究」、『千葉大学学芸学部学術報告』、37、1986、47-54頁
- 5) 湯沢 昭「市民農園の利用者特性と効果に関する一考察」、『日本建築学会計画系論文集』、77(675)、2012、1095-1102頁
- 6) 工藤 豊「わが国における市民農園の史的展開とその公共性」、『日本建築学会計画系論文集』、74(643)、2009、2043-2047頁
- 7) 三宅康成・松本康夫「市民農園の立地特性と地権者の意向-大都市圏域の愛知県一宮市を事例として-」、『農村計画学会誌』、16(1)、1997、49-57頁
- 8) 井上真美・牧山正男「地域住民主体の組織による滞在型市民農園の管理・運営の実態」、『農村計画学会誌』、28(論文特集号)、2010、249-254頁
- 9) 牧山正男・井上真美「民間団体が主体となって開設した滞在型市民農園の現状とその事例」、『農村計画学会誌』、30(論文特集号)、2011、285-290頁
- 10) 千葉県「平成24年度市民農園開設状況調査結果の概要」、<http://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/documents/24matome.pdf>、2012年9月14日、2015年5月6日
- 11) 関東農政局「平成17年度市民農園の運営・管理、廃園理由に関するアンケート調査結果」、<http://www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/jyousei/17jousei/pdf/ankeito-teiseiban.pdf>、2006b、2006年9月28日更新、2015年5月6日閲覧
- 12) 栗田英治・山本徳司・重岡 徹「都市近郊地域における市民農園の利用者組織の可能性-北本市生ごみリサイクル農園の事例から-」、『農村計画学会誌』、29(3)、2010、363-369頁

(研究ノート)

社会福祉協議会新人職員が考える社協の使命
—社協職員行動原則との比較—

The Mission of the Social Welfare Council Supposed or Considered
by New Members:
A Comparison with Staff Member Behavior Principles

合 田 盛 人*

Morihito GOUDA

1. はじめに

平成27年度社会福祉協議会基本調査（平成27年12月1日現在）によると、市区町村社会福祉協議会（以下：市町村社協）職員の合計は14万467人となり、初めて14万人を超えている。前回調査（平成26年4月1日時点）と比較すると、5,529人の増加である。これには、平成27年4月から開始された生活困窮者自立支援事業の中核をなす自立相談支援事業の受託により、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の配置が少なからず影響していると考えられている。市町村社協職員の増加について、地域のさまざまなニーズに対して、個別支援から地域生活支援へと展開する市町村社協職員の確保は必須である。

さらに、その人材養成・研修は、新・社会福祉協議会基本要項（平成4年）でも定められており、長野県においては、長野県社会福祉協議会（以下：県社協）が就任間もない社協職員を対象に、社協の使命・役割を学ぶ場として基礎研修を例年開催しているところである。

社協職員の育成については、野村が「あるべき社協職員像を獲得する訓練と、自分自身を社協という場で活かし自分らしい職員像を描くことができる訓練の両輪の視点をもった育成が必要なのではないか」¹⁾と述べている。この「あるべき社協職員像」に関しては、平成23年5月18日に全国社会福祉協議会（以下：

全社協）地域福祉推進委員会から「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」（以下：行動原則）が提案されている（表1参照）。行動原則には、1. 尊厳の尊重と自立支援、2. 福祉コミュニティづくり、3. 住民参加と連携・協働、4. 地域福祉の基盤づくり、5. 自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神、6. 法令遵守、説明責任の6つの項目が提示されている。

この行動原則は、社協職員が共有し、そしてその一人ひとりが主体的に取り組むべき課題やめざすべきあり方を、社協職員はもとより、社協内外の関係者に対して明文化し、社協活動の活性化を図ることを目的としている。全社協は、この行動原則は「社協職員の活動を規制したり、統一化を図ったりすることを意図したものではありません」²⁾としているが、この行動原則を通じて、「全国の社協職員一人ひとりが、地域福祉を推進する中核的な組織の一員としての強い使命感と誇りをもち、社協事業や活動を推進していくことを期待しています」³⁾としている。

今年度は行動原則が提案されて6年が経過することになるが、この間に行動原則に則した職員の意識調査や行動原則に関連した研究や報告は、論文検索Qrossを実行する限りでは見当たらない。さりとて、前述の基本調査の報告にあるとおり、市町村社協職員は増加しており、これからの地域福祉推進の中核を担う社協職員には、行動原則に明文化された6つの

*社会福祉学部助教

(表1)「社協職員行動原則 ー私たちがめざす職員像ー」の策定について

平成23年5月18日

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。

○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心を持ち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

○様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。

○住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組みます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

○社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。

○地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

○地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。

○地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

○社協職員としての自覚を持ち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。

○常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

○関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。

○職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。

○住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

項目を十分に理解し、業務の遂行に努めることが求められるであろう。

そこで、本稿の目的は、県社協主催の平成28年度社会福祉協議会職員基礎研修において、参加者から事前に提出されたプロフィールシートの回答と平成23年に全社協から提案された行動原則の項目文をそれぞれテキストマイニングにて分析することで、県内の社協新人職員が考える自分の所属する社協の使命は、行動原則のどの項目にあてはまるのかを明らかにすることとした。

なお、本稿で用いるプロフィールシートとは、所属社協と氏名、質問項目として、1. 自分の社協のミッションは？、2. 社協に就職したきっかけは？、3. 今の仕事に就いてみて①うれしかったこと、②不安に感じたこと、③チャレンジしたいこと、④その他、感想、4. これから仕事をする上であなたの目標は？をそれぞれ記入するアンケート票のことである。研修参加者に事前提出を求めており、参加者の記入した考えを、他の参加者にも開示することから、アンケート票ではなく、あえてプロフィールシートと呼称している。職名と在職期間については、別紙参加申込書に記入することとしている。

2. 研究対象と方法

2-1. 研究対象者

今回の研究では、県社協主催の平成28年度社会福祉協議会職員基礎研修に参加した57名のうち、開催要項に示される「今年度採用、または経験年数3年程度の初任職員(職種は問いません)」に該当する50名を研究対象者とした。対象者には研修中に県社協担当職員から「研修会を開催するにあたり、参加者から事前に提出してもらったプロフィールシートについては、社協新人職員の考え方の傾向を明らかにするために、分析させていただきたい」と本研究の趣旨説明を行った。その上で、再度、研修会講師でもあった筆者からも同様の説明を行い、倫理的配慮として、「プロフィールシートにて得られた情報については、その管理に最大限の注意を払い守秘義務を守り、本件の研究目的以外には決して使用しない。分析後の報告書等には、所属団体名や氏名は記入しない」と口頭説明をした。さらに、研究に賛同しない場合には、研修閉会後に県社協担当職員にその旨を会場で申し出る、または1週間後をめどに県社協へ連絡してもらえれば、その者のプロフィールシートは

研究対象としないことを伝えた。なお、研修主催の県社協には、事前に研究の趣旨を説明し承諾を得ていた。

2-2. 研究方法

研究方法としては、テキストデータを分析し、分析者にとって有益な知識や情報を取り出そうとするテキストマイニングを用いることとする。まずは、行動原則の1～6の項目の主文と副文の自然言語文に対して形態素解析を実行し各単語の品詞を求める。次に、文書の意味をあまり反映しない助詞や助動詞を除き、名詞、動詞、連体詞を中心に、同じ概念を示しているが表記の異なるものを表記統一する。そして、単語頻度分析の結果をヒストグラムにする。

次に、プロフィールシートの質問1「自分の社協のミッションは？」について、対象者50名が記入した自由記述文を精読し、有効回答と無効回答に区別する。この有効回答を行動原則と同様に単語頻度分析の結果をヒストグラムにする。そして、2つのヒストグラムを比較する。

さらに、行動原則6項目の主文と副文を単語の集まりで区切りをつけた「句」にすることで各項目の特徴づけをし、対象者50名が記入したプロフィールシート「自分の社協のミッションは？」の有効回答を6項目の「句」と照合し、行動原則6項目へそれぞれ振り分けて、社協新人職員が考える自分の所属する社協の使命は、行動原則のどの項目になるのかを明らかにする。

3. 研究結果

3-1. 研究対象者の属性

研究対象者50名の性別、所属する社協区分、職名、社協の在職期間は、以下の表2～5のとおりであった。対象者は、男性12名、女性38名で、市社協からの参加が過半数であった。職名は多種にわたり、専任者、

表3 所属する社協区分

区分	施設数(%)
県社協	1 (4)
市社協	14 (56)
町社協	7 (28)
村社協	3 (12)
合計	25 (100)

表2 性別人数

	人数(%)
男性	12 (24)
女性	38 (76)
合計	50 (100)

表4 職名

職名	人数 (%)
主事	7 (14)
地域福祉コーディネーター	4 (8)
介護員	3 (6)
CSW、地域福祉推進員、介護支援専門員、地域福祉係、ボランティアコーディネーター、事務員、嘱託職員	各2 (28)
社会福祉士、地域包括支援センター社会福祉士、地域包括支援センター保健師、主事・ボランティアコーディネーター、福祉活動専門員・ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター、生活相談員、成年後見支援センター支援相談員、まいさぼ相談支援員、指導員、専門員・介護員、専門員・看護師、専門職・介護支援専門員、専門職・地域福祉ワーカー、通所介護介護員、デイ介護員、デイ看護師、ヘルパー、貸付事務担当、業務課係員	各1 (42)
その他 (空白)	2 (2)
合計	50 (100)

表5 社協の在職期間

在職期間	人数 (%)
就任から1年未満	45 (90)
1年以上2年未満	4 (8)
2年以上3年1ヶ月	1 (2)
合計	50 (100)

兼務者があつた。社協の在職期間は、基礎研修が6月2日、3日に開催されたので、当該年度採用で在職期間1年未満の者が45名で90% (2ヶ月の者が70%) であつた。

3-2. 行動原則の単語頻度分析の結果

行動原則の1~6の項目の主文と副文 (例えば、【尊厳の尊重と自立支援】の項目であれば、「1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。」の部分で、以下の項目も同様とする。) の自然言語文に対して形態素解析を実行し、文書の意味をあまり反

映しない助詞や助動詞を除き、名詞、動詞、連体詞を中心に、同じ概念を示しているが表記の異なるものを表記統一した。そして、単語頻度分析の結果、頻出度数3以上をヒストグラム化したものが図1である。

頻出度数が2桁の単語は、「地域」「福祉」「活動」「職員」「住民」「つくる」「取り組み」の6つの単語であり、これを上位単語とする。上位単語の頻度数は109で全頻度数385の28.3%であつた。

3-3. プロフィールシートの単語頻度分析の結果

プロフィールシートの質問1「自分の社協のミッションは？」の回答について、研究対象者 (回答者) 50名が記入した自由記述文を精読し、有効回答と無効回答に区別した。その際、回答者1名が複数文を記入している場合、例えば、「・地域の皆様が福祉に触れる福祉を知る機会をつくっていく。・地域の皆様、利用者の皆様の“普段の暮らし”を考え、支援をしていく。・人と人が関わる、繋がるきっかけづくり等を行っていく。」は回答数を3とカウントしたところ、今回の有効回答数は57であつた。この57の有効回答を行動原則と同じくテキストマイニングによって単語頻度分析し、頻出度数3以上をヒストグラムにしたものが図2である。

頻出度数が2桁の単語は、「地域」「住民」「福祉」「つくる」「暮らし」「支援」「社協」の7つの単語であ

図1 行動原則の単語頻度

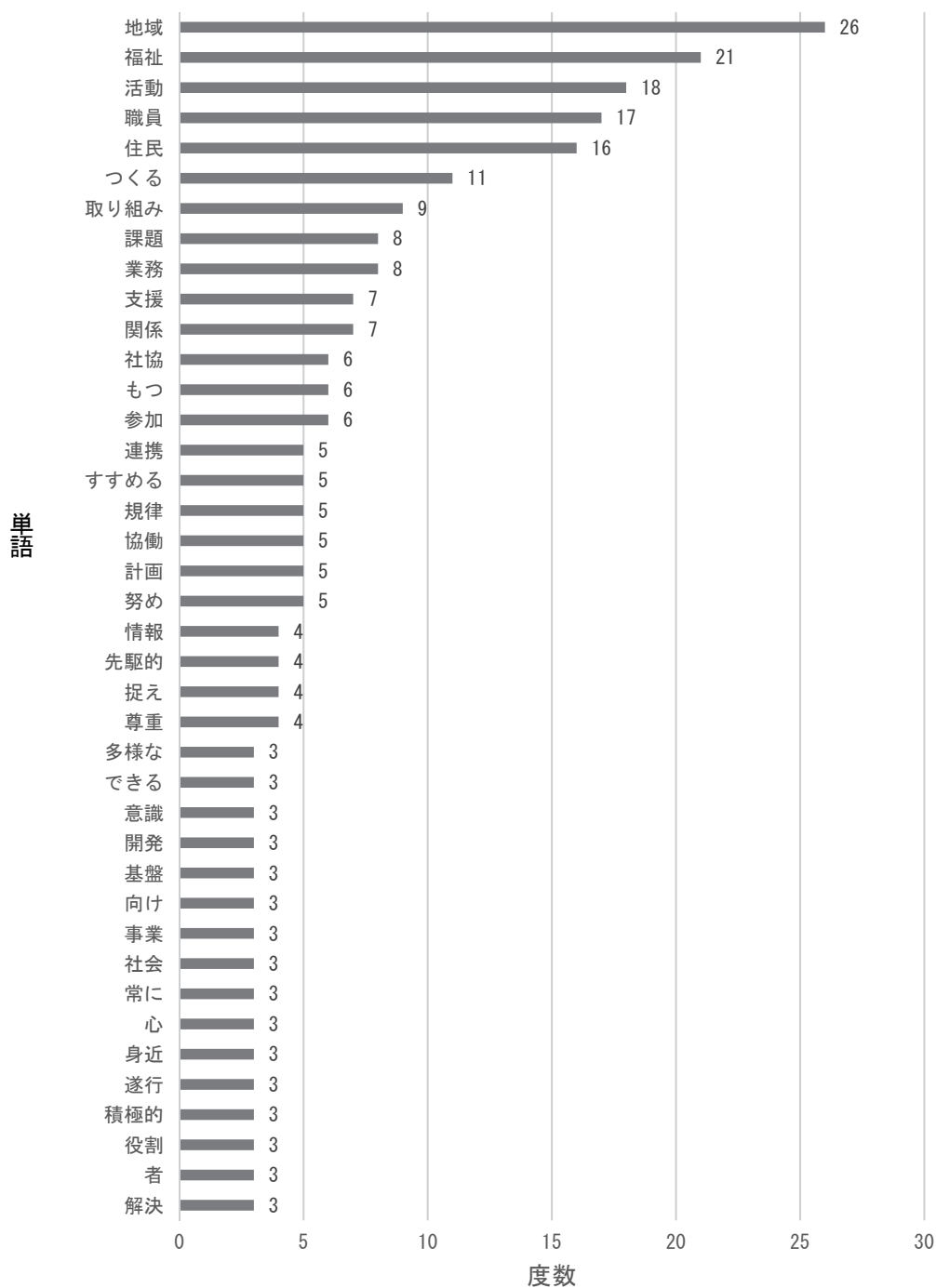
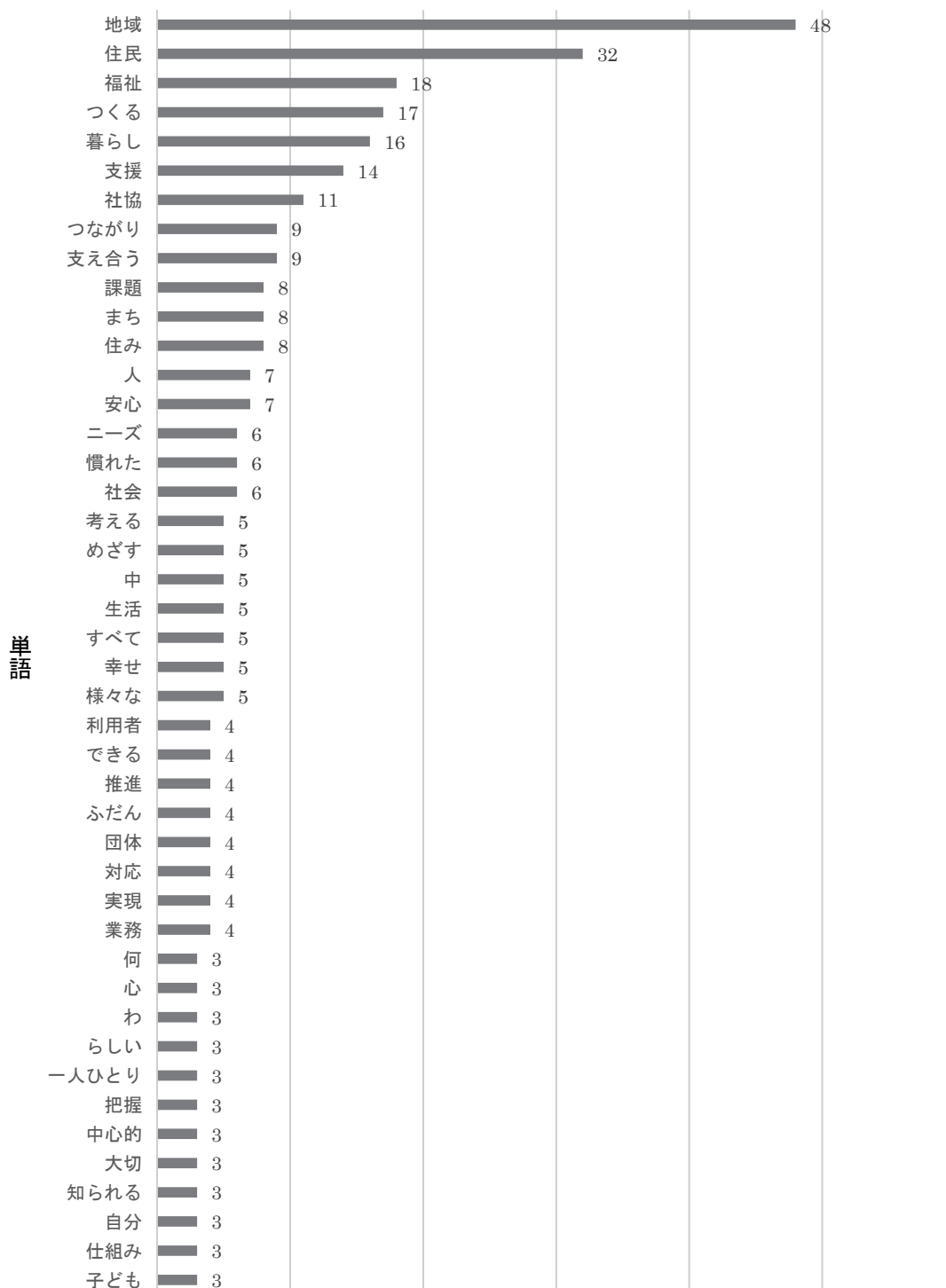


図2 プロフィールシートの単語頻度



り、これを上位単語とする。行動原則の上位単語数6つにそろえると、プロフィールシートの上位単語6つの頻度数は145で全頻度数513の28.3%であった。

3-4. 2つのヒストグラムの比較

行動原則の単語頻度分析の結果とプロフィールシートの単語頻度分析の結果で、頻出度数の上位単語とその頻度数は以下の表6のとおりとなった。

上位単語数を行動原則の単語数6にそろえると、

6つの単語のうちどちらにも頻出する単語は、「地域」「福祉」「住民」「つくる」の4つの単語となった。

3-5. プロフィールシートの有効回答を行動原則6項目へ振り分け

プロフィールシートの質問1「自分の社協のミッションは？」の有効回答を行動原則6項目へ振り分けるにあたり、まずは、6項目の主文と副文を単語の集まりで区切りをつけ、その一つひとつの体裁を整え

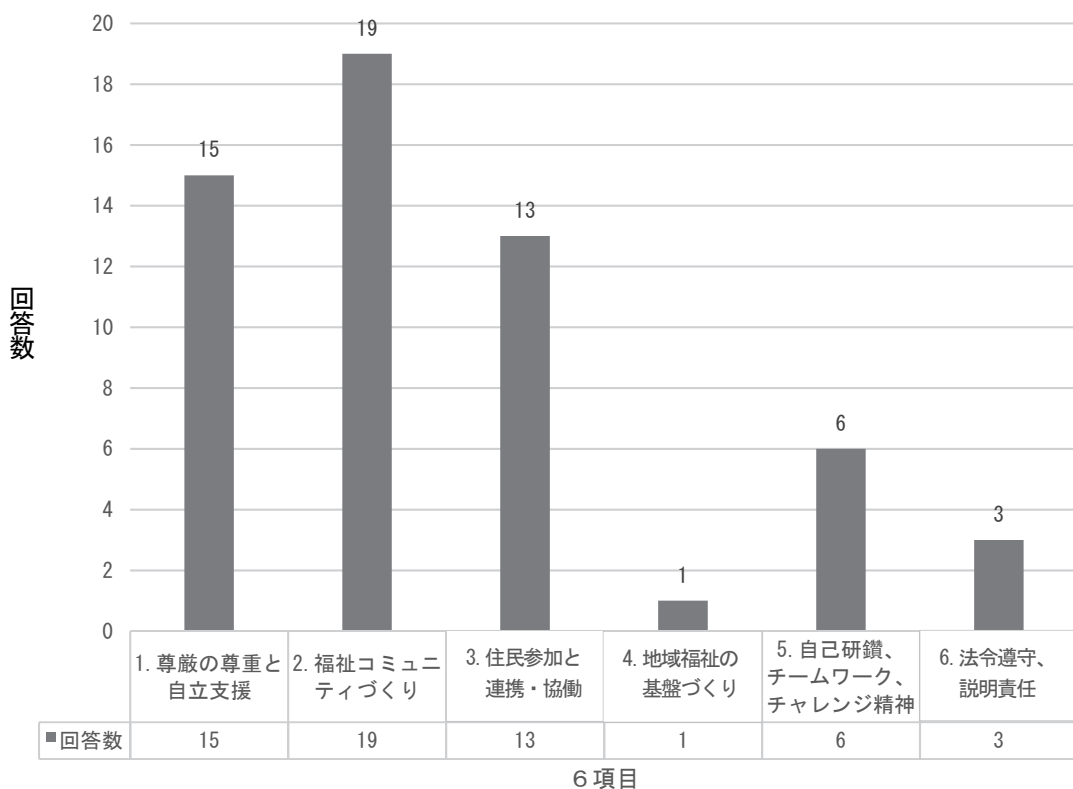
表6 頻出度数の上位単語の比較表

	行動原則の単語	プロフィールシートの単語
1	地域	地域
2	福祉	住民
3	活動	福祉
4	職員	つくる
5	住民	暮らし
6	つくる	支援
	頻度数 28.3%	頻度数 28.3%

表7 行動原則6項目の「句」一覧

項目	句
1	「人々の尊厳を尊重」「自己決定を尊重」「援助を必要とする人」「その人が抱える福祉問題を解決」「住み慣れた地域」「心豊かに地域社会の一員」「その人らしく暮らす」「生活が継続できる」「個別の支援」「常に相手の立場に立つ」「自立に向かうよう支援」「最善を尽くす」
2	「住民が身近な地域における福祉」「関心をもつ」「福祉活動に参加する住民主体」「様々な機会を通じて」「住民が身近な地域で相互に交流」「話し合いや学び合う場づくり」「支え合いや支援活動に参加」「福祉コミュニティづくり」「意識的、計画的に取り組み」
3	「住民参加」「地域の連携・協働」「住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO」「地域の関係者による地域福祉」「協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる」「地域に根ざした先駆的な取り組みを応援」「人々の育成」「地域福祉を推進する実践や活動」
4	「地域の実情を常に把握」「福祉課題を地域全体の問題」「新たな事業や活動の開発や改善」「提言活動や改善運動」「問題解決に向けたアクション」「地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定」「福祉・保健・医療の連携」「よりよい制度づくり」「財源づくり」「福祉コミュニティの実現」「地域福祉の基盤づくり」
5	「自己研鑽に努め専門性を高め」「職員同士のチームワーク」「部署間の連携」「情報共有」「協働しあえる環境をつくり」「チャレンジ精神や先駆性」「業務の評価と改善」「コスト意識」「効果的で効率的な業務」
6	「法令を遵守」「社会的規律や職場内ルールに則った」「個人情報」「プライバシーを尊重」「情報共有の際」「定められた手続き」「秘密を保持」「組織や事業に関する説明責任」「情報公開」「信頼され開かれた社協」

図3 6項目への振り分け



たものを本稿では「句」とし、主文と副文で重複する「句」は1つの「句」としたのち拾い出したものが表7である。

次に、57の有効回答を行動原則6項目の「句」と照らし合わせ、「句」と合致する語意を持つ有効回答をそれぞれ6項目に振り分けた（図3参照）。

振り分けの結果、2. 福祉コミュニティづくりが19件で最多となり、次に1. 尊厳の尊重と自立支援が15件、続いて3. 住民参加と連携・協働が13件で、3項目の合計は47件であった。有効回答の82.5%が1～3の3項目に振り分けられる結果となった。

4. 考察

まず、行動原則とプロフィールシートの頻出度数の上位単語の比較において、双方の頻出率が28.3%と28.3%で同じ値であることから、単語頻度の偏りはほぼ同じであるといえる。さらに、上位単語の6つの単語のうち4つの単語が合致するということが、頻

出単語の中でも上位単語の2/3の単語が同じ概念を示していることになる。このことから、行動原則の提示する使命と長野県内の社協新人職員が考える自分の所属する社協の使命は、非常に近いものであると考えられる。双方の内容が近似しているという帰納的推論として、行動原則やプロフィールシートの原文を形態素解析することによって得られた複数の単語を使って、新しい文脈に組み直してストーリーラインを構築する再文脈化を図ってみる。まずは、行動原則の頻出度数上位6の「地域」「福祉」「活動」「職員」「住民」「つくる」の単語を使って、行動原則の原文を確認しながら再文脈化する。それを仮に「社協職員は、地域住民とともに福祉コミュニティをつくる活動をする」とする。次に、プロフィールシートの頻出度数上位6の「地域」「住民」「福祉」「つくる」「暮らし」「支援」の単語を使って、プロフィールシートの原文を確認しながら再文脈化する。これを仮に「社協職員は、地域住民が安心して暮らせる

福祉コミュニティづくりを支援する」とすると、2つの近似する文を作成することができる。

さらに、社協新人職員のプロフィールシートの質問1の有効回答の82.5%が、行動原則の1. 尊厳の尊重と自立支援、2. 福祉コミュニティづくり、3. 住民参加と連携・協働に振り分けられた。このことを踏まえて、プロフィールシートの上位単語6つ「地域」「住民」「福祉」「つくる」「暮らし」「支援」とプロフィールシートの原文（とくに前述の3-5で、1. 2. 3. の項目に振り分けられた有効回答）とを確認しながら、前述文以外の再文脈化を試みたところ、長野県内の社協新人職員が考える自分の所属する社協の使命は、「地域住民一人ひとりの尊厳を尊重し住民の自立支援のために、住民自らの参加も促してさまざまな社会資源と連携・協働し、福祉コミュニティをつくっていくこと」となった。これは、社協の使命と考えられる文であるとともに、山本のいう地域福祉の定義「地域福祉とは、さまざまな生活問題をかかえている人びとが、社会資源(制度・政策、相談のための専門機関・組織・団体、福祉サービスを提供する組織、近隣住民活動)を利用しながら、地域の中で自立して主体的な選択のもとに生活していけるような状態を作り上げること、すなわち地域生活支援であり、そうした社会に組み立てることを指す」⁴⁾と共通するものと考えられる。

5. おわりに

今回の研究では、県社協主催の平成28年度社会福祉協議会職員基礎研修において、参加者から提出されたプロフィールシートの有効回答と平成23年に全社協から提案された行動原則の項目文をそれぞれテキストマイニングにて分析することで、長野県内の社協新人職員の考える自分の所属する社協の使命は、行動原則と近似していることおよびその考えは行動原則の1. 尊厳の尊重と自立支援、2. 福祉コミュニティづくり、3. 住民参加と連携・協働に集まっていることが示唆された。さらに明確なものとするためには、次回以降のプロフィールシートの分析を継続することが必要であろう。

他面、本研究にはいくつかの問題も残すこととなった。それは、サンプル数の問題で、研究対象が1県における1回の研修会で収集したデータからの考察であり、研究対象者を研修参加の新人職員に限定したものであり研究対象者数は50名、有効回答数は

57と多数ではなかった。さらに、行動原則と自由記述文の分析にテキストマイニングを活用したことである。既知のとおり、テキストマイニングにはメリットと限界があり、テキストマイニングの限界として、言語のあいまい性を完全には払拭できない。また、非定型の自由文から話者の意図・潜在ニーズ・認識構造・思考回路を把握することは極めて難しいことがあげられる。そのため分析過程では、必要に応じて、原文を読み返し、行動原則の主旨や自由記述文のニュアンスを把握し、テキストマイニングの結果を補足するように図った。

研究目的以外の研究結果から導き出される新たな課題は、在職3年程度の新人職員が考える自分の所属する社協の使命が、とくに今回は在職1年未満という新人職員が90%（在職2ヶ月に至っては70%）であるにもかかわらず、なぜ行動原則と近似しているのか、そして、なぜ行動原則の1. 尊厳の尊重と自立支援、2. 福祉コミュニティづくり、3. 住民参加と連携・協働に集まっているのかである。これらの研究課題については、次稿において、その要因を明らかにしたいと考えている。

註

- 1) 野村裕美「職員の育成と人材を活かす組織づくりとは」全国社会福祉協議会編『社協情報NORMA No288』地域福祉推進委員会、平成27年、6頁。
- 2) 全社協「社協職員行動原則 ―私たちがめざす職員像―」の策定について ([file:///C:/Users/GOUDA/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/XBMDGUBT/H.23_社協職員行動原則%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/GOUDA/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/XBMDGUBT/H.23_社協職員行動原則%20(1).pdf) 20170622)
- 3) 前掲書2)
- 4) 山本美香「地域福祉とは何か」福祉臨床シリーズ編集委員会編『地域福祉の理論と方法』弘文堂、平成29年、2頁。

参考文献

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟監修『ソーシャルワーク・スーパービジョン論』中央法規、平成27年。

佐藤郁哉『実践 質的データ分析入門』新曜社、平成26年。

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会編「調査報告 平成27年度市区町村社会福祉協議会職員状況調査」『社協情報NORMA No298』社会福祉法人全国社会福祉協議会、平成28年、4 - 5頁。

全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会編『社協新人職員ハンドブック』社会福祉法人全国社会福祉協議会、平成25年。

和田敏明・渋谷篤男編『概説 社会福祉協議会』社会福祉法人全国社会福祉協議会、平成27年。

領域を超えた学問的コミュニティを目指して —平成28年度長野大学研究交流広場の記録—

長野大学では教員の研究成果の発表と相互研鑽の場として研究交流広場を開催してきた。このような機会は以前より設けられていたが、しかし少子化の影響により地方私学を取巻く環境が厳しさを増すに連れ、教員は仕事の多忙に追われ、次第に研究交流の機会は消失していった。その事態に危機感をもった当時の研究推進室長であった野原光教授が2008年に研究会の再構築を図り、研究交流広場は現在のように定期的に開催されるものとなった。

本年度の研究交流広場も長野大学を構成する教員の多彩な研究分野を反映して、環境倫理、高齢者福祉、労働改革、児童の家庭養護、文化財のデジタルアーカイブ、中国語の待遇表現と多岐にわたる。これらの研究会に参加する教員の多くは当該分野については素人である。しかし研究というのは実証の方法、論理の組み立てなど分野を超えて共通する土台がある。各研究会ではこのような研究の基本に立ち返った意見と質疑応答、あるいは分野外であるからこそ気づく素朴な、しかし重要な疑問など活発な意見交換が行われた。この議論は報告者にとっては、研究をさらに進める上での貴重な示唆に富んでいる。今年度は研究交流広場に頻繁に参加している教員が、このような議論の過程も踏まえて、自らの研究を専門書として上梓した。こうした成果が生まれることこそが研究交流広場の趣旨であり、研究推進の内実である。この企画を組織し推進しているものとしては喜ばしい限りである。

長野大学は1966年に当時の旧塩田町と地域住民の熱意と支援によって設立されたいわゆる公設民営大学の先駆である。以来地域に根ざす大学として50年の歴史を歩んできたが、2017年4月1日より上田市が設立する公立大学法人が運営する公立大学に改組され新たな発展の歩みを始める。この節目の年に当たって、研究交流広場により多くの教員が集って活発な議論を展開し、いっそう長野大学の研究推進の内実を強化しなければならない。公立化は長野大学がより良い教育と研究を行う大学として発展するためのケルンである。われわれは教育と研究のさらなる高みをめざして確かな歩みを進めなければならないと自覚を新たにす。

2017年3月

研究推進室長 京谷栄二

(報告テーマと報告者)

第59回 (2016年4月27日)

プラクティカル 生命・環境倫理『生命圏の倫理学』の展開

..... 徳永 哲也

第60回 (2016年6月29日)

高齢者福祉政策の展開過程における基礎自治体の取り組みー新たな様相提示の試みー

..... 越田 明子

第61回 (2016年7月27日)

安倍政権の雇用・労働改革と「働き方の改革」を問う

..... 京谷 栄二

第62回 (2016年10月26日)

子どもの最善の利益を保障する「新たな社会的養育」を実現するために

..... 上鹿渡 和宏

第63回 (2016年11月30日)

有形文化財のデジタルアーカイブに関する研究と今後の取り組み

..... 望月 宏祐

第64回 (2017年2月22日)

現代中国語における待遇表現研究の位置づけと現状

..... 宮本 大輔

長野大学紀要編集規程

(名称および発行)

第1条 本誌を「長野大学紀要」(以下「本紀要」という。)と称し、年4回発行することを原則とする。

(目的)

第2条 長野大学において教員が行っている研究および本学で実施された共同研究や受託研究の成果を学内外に紹介し、長野大学の教育・研究活動の活性化に寄与することを目的とする。

(編集委員会)

第3条 長野大学図書館運営委員会のもとに、長野大学紀要編集委員会(以下「編集委員会」という。)を置く。編集委員会委員長は図書館運営委員会委員長が兼ねる。

2 本紀要の原稿の募集・編集は編集委員会が行う。

(投稿資格)

第4条 投稿できる者は原則として本学の専任教員、客員教員、名誉教授とする。ただし、本学の非常勤講師等も投稿することができる。

2 本学の教員と共同研究を行う者。

3 本学学生・研究生等は、投稿資格を有する教員等が共著者である場合は投稿を認める。

4 その他編集委員会が認めたもの。

(投稿原稿)

第5条 本紀要に掲載する原稿は他に未発表のものに限り、種類は次の各号に掲げるものとする。

(1) 論文

(2) 研究ノート

(3) 書評

(4) その他の編集委員会の認めたもの

(研究倫理の遵守)

第6条 本紀要に投稿する原稿は、長野大学研究倫理規程に則ったものであること。

(点検)

第7条 本紀要に掲載される論文等の水準を維持するために、編集委員会が点検を行う。場合によっては編集委員以外の者の意見を聞くことがある。

2 編集委員会は点検の結果に基づき、原稿の内容について執筆者に修正を求めることがある。

3 点検についての詳細は別に定める。

(掲載の可否)

第8条 編集委員会は点検結果に基づき、投稿原稿の掲載の可否を決定する。

(著作権)

第9条 本紀要に掲載された論文等の著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 著作権は著者に帰属する。

(2) 著者は著作物の複製権と公衆送信権の行使を大学に委託する。

(3) 本紀要に記載された論文の全部あるいは大部分を他の著作物に利用する場合には、その旨を編集委員会に申し出るとともに、出典を明記すること。また、一部を利用する場合にも、文献あるいは図説の下に出典を明記すること。

(論文等のネットワーク上での公開)

第10条 本紀要に掲載された論文等は、原則として電子化し、長野大学ホームページ等を通じてネットワーク上に公開する。

2 公開を希望しない場合は、寄稿申込時に所定の手続きにより、公開を拒否することができる。

(配布)

第11条 発行された紀要は専任教員、客員教員、名誉教授および非常勤講師等へ配布する。

(抜刷)

第12条 執筆者には抜刷50部を配布する。ただし、50部をこえる分については執筆者がその費用を負担するものとする。

(執筆要領)

第13条 原稿は別に定める執筆要領にしたがうこととする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、全学教授会の意見を聴き、学長が行う。

附則

本規程は平成29年4月1日から施行する。

編集委員会

委員長 京谷 栄二

委員 高木 潤野、高橋 一秋、塚瀬 進

中島 豊、望月 宏祐

2017年7月31日 発行

長野大学紀要 第39巻第1号(通巻第139号)

編集 長野大学紀要編集委員会

発行所 長野大学

長野県上田市下之郷 658-1

TEL (0268)39-0005

印刷 田口印刷株式会社

上田市殿城 425-1

TEL (0268)22-0680

BULLETIN OF NAGANO UNIVERSITY

Vol. 39, No. 1 , July 2017

CONTENTS

Articles

Comparative Research of Japanese and Western Thought Histories, and its Reflection
to the Education of Social Studies

Tetsuya TOKUNAGA..... 1

Factors and Actions to Continue Operations of Allotment Garden in Sub-urban Area:

Based on a Survey of Possible Successors in N city, Chiba, Japan

Hidetsugu MORIMOTO..... 13

Research Notes

The Mission of the Social Welfare Council Supposed or Considered by New Members:

A Comparison with Staff Member Behavior Principles

Morihito GOUDA..... 23